

優遇税制

使わないなんてもったいない!!

沖縄の特区・ 地域税制活用Q&A

経金特区

物流特区

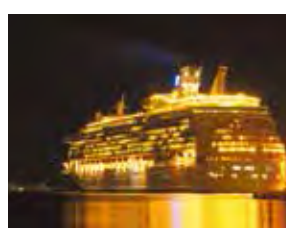
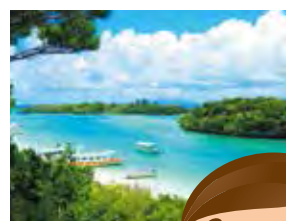
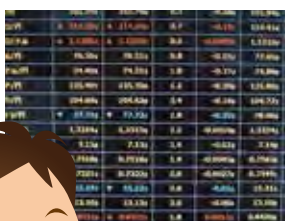
情報特区
・地域

2017

観光地域

産業
イノベ
地域

離島地域



疑問に思っていること
わかりやすく解説します



内閣府

目次 Contents

Page		Page	
2	はじめに		7 経金特区
3	凡例	12	Q7 経金特区の税制はどのようなものですか？
	1 沖縄の特区・地域等税制について	13	優遇税制活用チェックシート
5	Q1 特区・地域等税制にはどのようなものがありますか？	13	エンジェル税制
	2 市町村別対象地域一覧		8 物流特区
6	Q2 県内の市町村はどのような税制の対象地域に該当していますか？	14	Q8-1 物流特区の税制はどのようなものですか？
	3 対象事業一覧	15	Q8-2 物流特区の用語の説明をお願いします
7	Q3 特区・地域等税制は、対象事業が限定されていると聞きましたが、対象事業と活用できる税制の関係を教えてください	16	優遇税制活用チェックシート
	4 設備の規模と対象資産の要件	17	物流特区における所得控除に必要な手続き
8	Q4 税額控除や特別償却の設備の要件を教えてください		9 情報特区・地域
8	用語説明(一の設備・一の生産等設備)	18	Q9 情報特区・地域の税制はどのようなものですか？
	5 その他の迷いそうな項目1	19	優遇税制活用チェックシート
10	Q5 その他、判断に注意すべきことがあれば教えてください		10 情報特区・地域
	6 その他の迷いそうな項目2	20	Q10 情報特区・地域税制の対象事業関連用語の説明をお願いします
11	Q6 設備に対する特区・地域税制の中で出てくる「新設・増設」の範囲を教えてください		11 情報特区・地域
		21	Q11 情報特区・地域及び経金特区で対象となっているIT資産はどのようなものですか？
			12 観光地域
		22	Q12-1 観光地域の税制はどのようなものですか？
		22	優遇税制活用チェックシート
		23	Q12-2 一の設備とはどのようなときに使う用語ですか？
		23	対象施設の用語説明
			13 産業イノベ地域
		24	Q13 産業イノベ地域の税制はどのようなものですか？
		25	優遇税制活用チェックシート



Page		Page	
	14 離島地域		20 所得控除
26	Q14 離島地域の税制はどのようなものですか？	38	Q20-1 所得控除の制度について説明してください
26	優遇税制活用チェックシート	39	所得控除の別表記載例
	15 事業認定のプロセス	40	Q20-2 物流特区と情報特区の軽減対象所得金額はどのように計算するのですか？
27	Q15 特区・地域の税制優遇措置を受けるために、事前の認定手続きが必要な場合がありますか？		21 その他の優遇税制との比較
28	事業(計画)認定等要件	41	Q21 沖縄特区・地域税制以外の設備投資に対する他の優遇税制とどのように違いますか？
29	事業(計画)認定申請に必要な資料		22 市町村の課税免除
	16 投資税額控除	42	Q22 地方税の課税免除について教えてください
30	Q16 設備投資に対する法人税の投資税額控除の制度について説明してください	43	地方税課税免除申請添付必要書類一覧(法人の場合)
31	投資税額控除の計算・会計処理・確定申告手続	44	県税の課税免除等の特例に関する条例 (参考) 那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
32	投資税額控除の別表記載例		地方税法 附則
	17 特別償却		地方税法施行令 附則
33	Q17 設備投資に対する法人税の特別償却の制度について説明してください	46	沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
34	特別償却の計算・会計処理と税務調整・確定申告手続		[資料編・根拠法]
35	特別償却の別表記載例	48	沖縄振興特別措置法
36	(具体例) 一の生産等設備、対象資産の考え方(物流特区・製造業の場合)	49	沖縄振興特別措置法施行令
36	重複適用の禁止	51	租税特別措置法
	18 税額控除と特別償却1	53	租税特別措置法施行令
37	Q18 工業用機械等をファイナンスリースにより取得した場合は税額控除および特別償却は適用できますか？	56	耐用年数省令
	19 税額控除と特別償却2		参考情報
37	Q19 投資税額控除と特別償却の比較を教えてください		



はじめに

沖縄の特区・地域税制は、沖縄への企業進出や県内企業の振興を通じた産業集積・振興を図るため、古くは昭和の時代から継続する優遇税制制度です。その内容は、法人所得を40%、最大10年間控除する、あるいは、設備投資額の最大15%を税額から控除するといった、全国に類を見ない優遇された制度となっています。

政府は沖縄振興策に国家戦略として取り組んでいますが、その一環として、本税制を広く沖縄県内外の方々に周知し、内容を理解していただくため、新たにQ&Aを刊行させていただくことになりました。

Q&Aでは、税制の活用に至るまでの流れを明らかにし、判断に迷う部分を根拠を示しつつ丁寧に説明することを心がけました。また、一般の方にはわかりづらい法令の内容をわかりやすく図示し、活用の可能性が一目でわかるよう工夫しました。県内外の企業関係者をはじめ、企業をサポートする各種経済団体、自治体関係者、金融機関など本税制に関心のある方々に広くお使いいただけるものです。更に事業者の申告等を支援する税理士の実務的な利便も可能な限り考慮しました。是非、ご活用ください。

このQ&Aが、沖縄の特区・地域税制の活用のガイダンスとしてお役に立てることを祈念しています。

編集・発行にあたっては、沖縄税理士会の全面的な協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

またQ&Aの刊行とあわせ、本税制の内容や手続きに関して気軽に相談や問い合わせのできる「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（098-894-6377）を設置しましたので、併せてご活用ください。

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）



凡例

【沖振法関係】

沖縄振興特別措置法	沖振法
沖縄振興特別措置法施行令	沖振令
国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令	物流特区認定令
国際物流拠点産業集積地域	物流特区
情報通信産業振興地域	情報地域
情報通信産業特別地区	情報特区
情報通信産業特別地区・情報通信産業振興地域	情報特区・地域
経済金融活性化特別地区	経金特区
産業高度化・事業革新促進地域	産業イノベ地域
観光地形成促進地域	観光地域
経済金融活性化計画	経金計画
産業高度化・事業革新措置実施計画	産業イノベ実施計画
沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令	総務省令

【国税】

法人税法	法法
租税特別措置法	租特法
租税特別措置法施行令	租特令
租税特別措置法施行規則	租特規則
租税特別措置法関係通達	租特通達
減価償却資産の耐用年数等に関する省令	耐用年数省令

【地方税】

地方税法	地税法
地方税法附則	地税法附則
地方税法施行規則	地税法規則
県税の課税免除等の特例に関する条例	県税課税免除条例
県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則	県税課税免除条例規則
那覇市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例	那覇市固定資産税課税免除条例

使用例/ **参考法令等** 沖振法6②二→沖縄振興特別措置法第6条第2項第2号

※連結法人については、単体法人と同様の規定がありますが、本資料では記載を省略しています。

※平成29年4月1日現在の法令通達によっています。

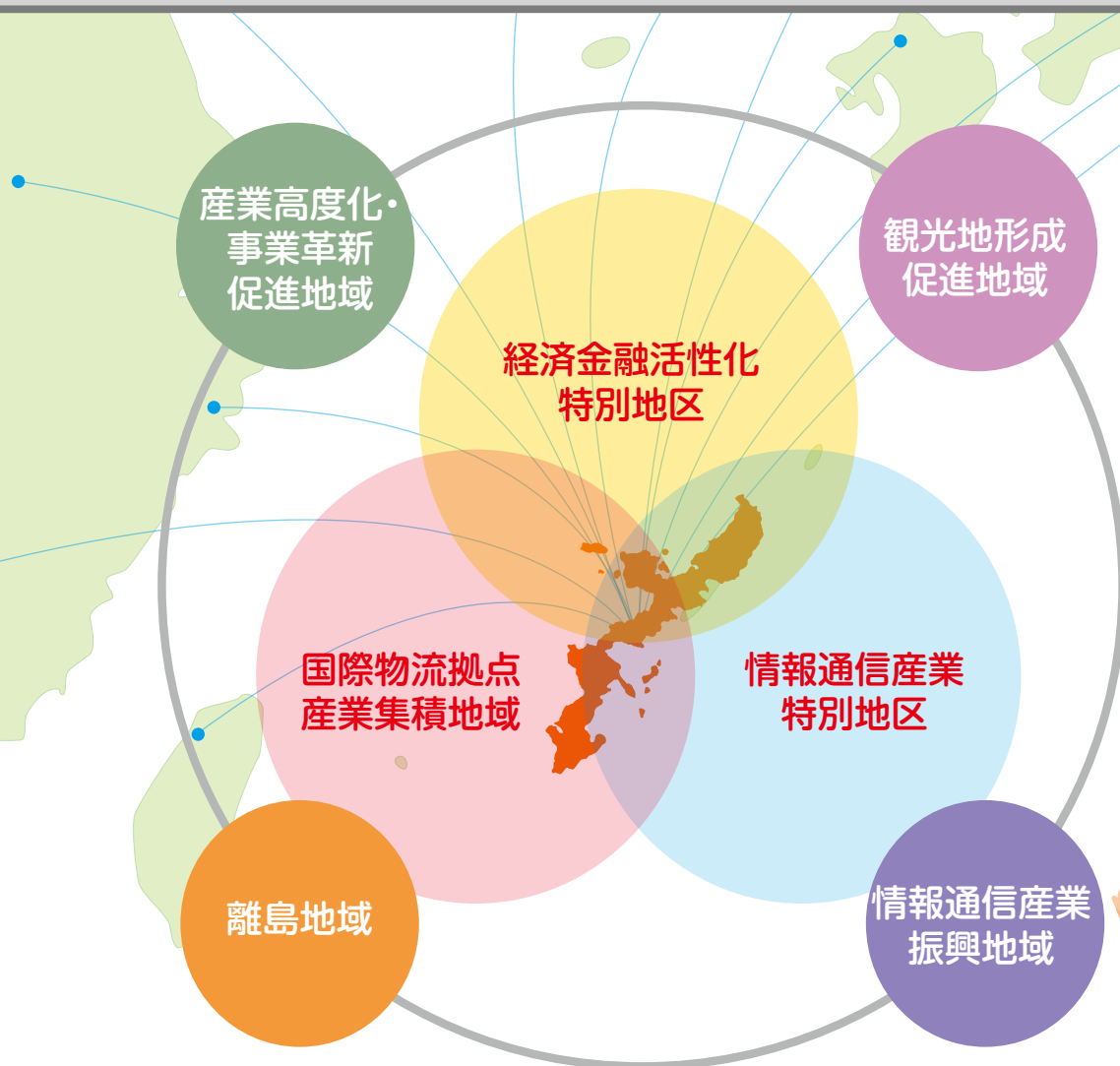
沖縄の特区・地域等税制について

沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づいて、県内の一定の地域を対象に他県にはない高率の所得控除制度をはじめ、各種の優遇税制が措置されています。これを沖縄の特区・地域等税制といいます。

**沖縄で
新規法人を設立する予定ですか？**

沖縄で設備投資を行う予定ですか？

上記いずれかに該当する事業者は、
特区・地域等税制が受けられるかもしれません！



沖縄全域が、目的や地域の特性に応じて
何らかの特区・地域に指定されています。

国税・地方税共通

Q1 特区・地域等税制にはどのようなものがありますか？



A 3つの特区と3つの地域および離島地域があり、所得を控除する制度や設備投資に対する優遇税制等があります。

特区・地域		経金特区 Q7	物流特区 Q8	情報特区 Q9	情報地域 Q9	観光地域 Q12	産業イノベーション地域 Q13	離島地域 Q14
税制の種類								
国税	いずれか選択							
	所得控除 Q20	●	●	●				
	投資税額控除 Q16	●	●	●	●	●	●	
	特別償却 Q17	●	●				●	●
	エンジェル税制 Q7	●						
	関税 Q8-1		●					
地方税	事業所税(那覇市のみ) Q8-1、Q9、Q12-1、Q13		●	●	●	●	●	
	事業税 Q22(※)	●	●	●	●	●	●	●
	不動産取得税 Q22(※)	●	●	●	●	●	●	●
	固定資産税 Q22(※)	●	●	●	●	●	●	●

参考法令等

・沖縄法3①三、6②二、8、9、28②二・三、31、32、35②二、36、37、41②二、46、47、48、49、55①、57、57の2、58、93、94

・租特法12、37の13、37の13の2、41の19、42の9、45、60 ・地方税法附則33 ・関税暫定措置法13 ・各自治体課税免除条例

(※) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖縄法による減収補てん措置が講じられます。



ここがPoint

● 県外からの進出企業だけでなく、県内地元企業も活用できる制度です！

所得控除は定められた日以降に法人を新設することが必要ですが、設備投資に対する優遇税制は既存の県内事業者も活用できます。

Q2 県内の市町村はどのような税制の対象地域に該当していますか？



A

各市町村が該当する特区・地域等税制は次のとおりです。

設備投資の税制では、本店等の所在ではなく、設備がこれらの特区・地域に所在するかで判定します。

地区 市町村 (五十音順)	特 区			地 域			離島地域(有人離島)
	経金特区 (1市)	物流特区 (5市と2市の一部)	情報特区 (5市村)	情報地域 (24市町村)	観光地域 (全市町村)	産業 イノベ地域 (全市町村)	
栗国村					●	●	栗国島
伊江村					●	●	伊江島
石垣市				●	●	●	石垣島
伊是名村					●	●	伊是名島
糸満市		●		●	●	●	
伊平屋村				●	●	●	伊平屋島、野甫島
浦添市		●	●	●	●	●	
うるま市		▲(*)	●	●	●	●	津堅島
大宜味村					●	●	
沖縄市		▲(*)		●	●	●	
恩納村				●	●	●	
嘉手納町				●	●	●	
北大東村					●	●	北大東島
北中城村				●	●	●	
宜野座村			●	●	●	●	
宜野湾市		●		●	●	●	
金武町				●	●	●	
国頭村					●	●	
久米島町					●	●	久米島、奥武島
座間味村					●	●	座間味島、阿嘉島、慶留間島
竹富町					●	●	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島(上地、下地)、波照間島、嘉弥真島、外離島
多良間村					●	●	多良間島、水納島
北谷町				●	●	●	
渡嘉敷村					●	●	渡嘉敷島、前島
渡名喜村					●	●	渡名喜島
豊見城市		●		●	●	●	
中城村				●	●	●	
今帰仁村					●	●	
名護市	●		●	●	●	●	
那覇市		●	●	●	●	●	
南城市				●	●	●	久高島
西原町				●	●	●	
南風原町				●	●	●	
東村					●	●	
南大東村					●	●	南大東島
宮古島市				●	●	●	宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島
本部町				●	●	●	水納島
八重瀬町				●	●	●	
与那国町					●	●	与那国島
与那原町				●	●	●	
読谷村				●	●	●	

上記地区の根拠法等：経金特区(H26内閣府告示第29号)、物流特区(国際物流拠点産業集積計画H26. 6)、情報特区・情報地域(情報通信産業振興計画H26. 6)、観光地域(観光地形成促進計画H24. 7)、産業イノベ地域(産業高度化・事業革新促進計画H24. 4)、離島地域(沖振法3①三、沖振令1、H14内閣府告示第10号)
(*)中城湾港新港地区(Q8-2参照)

国 税

Q3

特区・地域等税制は、対象事業が限定されていると聞きましたが、対象事業と活用できる税制の関係を教えてください。



対象事業と特区・地域および適用される税制の関係は次のとおりです。
対象事業かどうかの判定は、おおむね日本標準産業分類が基準となっています。《租特通達42の9-10、45-11》

対象事業	根拠法&参照頁	経金特区			物流特区			情報特区・地域		観光地域	産業イノベ地域		離島地域
		税額控除	特別償却	所得控除	税額控除	特別償却	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	税額控除	特別償却	特別償却
電気通信業（*特経）	租特法42の9①二、五、45①四、60② 経金計画、沖振法3①六	●	●	●				●					
情報記録物製造業（*特経）		●	●	●				●					
映画・ビデオ制作業（*特経）		●	●	●				●					
放送業（*特経）	租特法42の9①五 45①四、60②	●	●	●				●					
ソフトウェア業（*特経）	租特令27の9④	●	●	●				●					
情報処理・提供サービス業（*特経）	経金計画	●	●	●				●					
インターネット付随サービス業（*特経）	沖振法3①六、八	●	●	●				●					
情報通信技術利用事業（*特経）		●	●	●				●					
データセンター（IDC）		●	●	●				●	●				
インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）	租特法60①一	●	●	●				●	●				
インターネット・エクスチェンジ（IX）	沖振法3①七	●	●	●				●	●				
バックアップセンター	沖振令2	●	●	●				●	●				
セキュリティデータセンター	Q10参照	●	●	●				●	●				
情報通信機器相互接続検証事業		●	●	●				●	●				
製造業（*特経）（*特国）	租特法42の9①三、四、五 45①二、三、四 60①二、② 沖振令4の2、5 経金計画	●	●	●	●	●	●				●	●	
道路貨物運送業					●	●					●	●	
倉庫業（*特国）					●	●	●				●	●	
こん包業（*特国）					●	●	●				●	●	
卸売業					●	●					●	●	
デザイン業											●	●	
機械設計業	租特令27の9⑥⑨										●	●	
エンジニアリング業	28の9⑥、⑨										●	●	
経営コンサルタント業（*特経）	租特法60①二	●	●	●							●	●	
自然科学研究所に属する事業（*特経）	沖振令4の2、5 経金計画	●	●	●							●	●	
電気業											●	●	
商品検査業											●	●	
計量証明業											●	●	
研究開発支援検査分析業											●	●	
特定の無店舗小売業（*特国）	租特令27の9⑨				●	●	●						
特定の機械等修理業（*特国）	28の9⑨				●	●	●						
特定の不動産賃貸業	租特法60①二				●	●							
航空機整備業（*特国）	沖振令4の2、5 21②三、四 物流特区認定令4の2				●	●	●						
金融関連産業		●	●	●									
情報通信技術利用事業の付随事業		●	●	●									
観光関連産業（宿泊業、娯楽業）		●	●	●									
農業	経金計画	●	●	●									
水産養殖業		●	●	●									
法律事務所、特許事務所		●	●	●									
公認会計士事務所、税理士事務所		●	●	●									
特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	租特令27の9①一 租特法42の9①一、沖振法8①									●			
旅館業	租特法45①五 沖振法93、租特令28の9①												●

（*特経）特定経済金融活性化産業（沖振法55の2②二）及び（*特国）特定国際物流拠点事業（沖振令5）は所得控除対象事業です。（Q20-1参照）

（注）特定情報通信事業は、情報通信産業の一部です。

Q4

税額控除や特別償却の設備の要件を教えてください。



A

設備の規模と対象資産の要件は次のとおりです。

税額控除と特別償却のいずれかは、事業者が選択することができます。

I 設備投資の規模要件

種 類	金額規模	根拠法令	経金特区		物流特区		情報 特区・地域	観光 地域	産業 イノベーション地域	離島 地域
			税額 控除	特別 償却	税額 控除	特別 償却	税額 控除	税額 控除	税額 控除	特別 償却
一の設備 (Q12-2参照)	一の設備(特定民間観光関連施設)を構成する機械・装置、建物・建物附属設備、構築物の取得価額の合計額が 1,000万円超	租特令27の9②一						●		
一の生産等設備	これを構成する減価償却資産(建物・建物附属設備、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具・備品に限る。)の取得価額の合計額が 1,000万円超	租特令27の9②ニ 租特令28の9②ニ 租特令28の9②三、 法人税法施行令13①一～七	●	●	●	●	●		●	●
機械・装置、 器具・備品	一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100万円超	租特令27の9②二 租特令28の9②二	●	●			●		●	●
機械・装置	一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が 100万円超	租特令27の9②二 租特令28の9②二			●	●				

【用 語 説 明】

1. 一の設備

税額控除の適用の判定に当たって使われる用語です。観光地域の特定民間観光関連施設を「一の設備」といい、その「一の設備」を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得

価額の合計額が1,000万円を超える場合税額控除を適用することができます。

(租特令27の9②一)

2. 一の生産等設備 (「具体例」36ページ参照)

(1) 生産等設備の範囲

投資税額控除及び特別償却で規定する生産等設備は、対象事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいいます。したがって、例えば、本店、販売所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗

用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しません。

(租特通達42の9-1、45-1)

(2) 一の生産等設備

(金額判定)

情報特区・地域、産業イノベーション地域、物流特区、経金特区の税額控除又は特別償却及び離島地域の特別償却の適用の判定に当たって使われる用語です。各特区・地域の対象事業の用に供する「一の生産等設

備」でこれを構成する減価償却資産(建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品)の取得価額の合計額で規模の判定を行います。

(租特令27の9②二、28の9②二、29の9②三、法人税法施行令13①一～七)

Point! ソフトウェアを含む無形固定資産は判定から除外されていることに注意!

(一の生産等設備を判定する場合の取得価額について)

①「他の特別償却の規定を受ける資産の取得価額」

一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額については、その一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定の適用を受けるものがある場合であっても、他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定します。一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか、機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるかどうかの判定についても、同様です。

(租特通達45-2の2)

②「圧縮記帳をした場合」

(投資税額控除を受ける場合の取得価額)

金額判定を行う場合、圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいて判定を行うものとします。

(租特通達42の9-2)

(特別償却を受ける場合の取得価額)

金額判定を行う場合、圧縮記帳の適用を受けたものがあるときは、その圧縮記帳前の金額に基づいて判定を行うものとします。ただし、特別償却限度額の計算の基礎となる取得価額は圧縮記帳後の取得価額によります。(租特通達45の3)

Point! 投資税額控除は圧縮記帳後の金額で判定し、特別償却の場合は圧縮記帳前の金額で判定することに注意!

(3) 地方税課税免除における「一の設備」の意義は、国税の「一の生産等設備」と同様です。

II 対象資産

種 類	設備の内容	根拠法令	経金特区		物流特区		情報 特区・地域	観光 地域	産業 イノベーション地域		離島 地域
			税額 控除	特別 償却	税額 控除	特別 償却	税額 控除	税額 控除	税額 控除	特別 償却	特別 償却
建物・ 建物附属設備、 構築物	特定民間観光関連施設に含まれる建物・建物附属設備、構築物	租特令27の9③						●			
	【情報記録物製造業】(建物)工場用	租特令27の9⑤					●				
	【電気通信業】(建物)電気通信設備に供される建物及び研究所用建物 (構築物)アンテナ、その支持物、ケーブル						●				
	【映画・ビデオ制作業】(建物)製作用						●				
	【放送業】(建物)放送製作用建物、放送設備建物 (構築物)アンテナ、その支持物、ケーブル						●				
	【ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業】(建物)事務所用、作業場用、研究所用						●				
	【情報通信技術利用事業】(建物)事務所用、作業場用						●				
建物・ 建物附属設備	建物・建物附属設備 ^(注) (耐用年数省令別表1) ^(※)	租特法42の9①五 45①四	●	●							
	工場用建物・建物附属設備 ^(注)	租特法42の9①三、四 45①二、三			●	●			●	●	
	【道路貨物運送業】車庫用、作業場用、倉庫用	租特令27の9⑧、⑨ 28の9⑧、⑩			●	●			●	●	
	【倉庫業、こん包業】作業場用、倉庫用				●	●			●	●	
	【卸売業】作業場用、倉庫用、展示場用				●	●			●	●	
	【デザイン業、機械設計業、商品検査業、計量証明業】事務所用、作業場用	租特令27の9⑧ 28の9⑧							●	●	
	【自然科学研究所に属する事業】研究所用								●	●	
	【研究開発支援検査分析業】事務所用、作業場用、研究所用								●	●	
	【無店舗小売業】事務所用、作業場用、倉庫用	租特令27の9⑩ 28の9⑩			●	●					
	【機械等修理業】作業場用、倉庫用				●	●					
	【不動産賃貸業】倉庫用				●	●					
	【航空機整備業】事務所用、作業場用、格納庫用、倉庫用				●	●					
	旅館業用	租特令28の9⑪									●
機械・装置	特定民間観光関連施設に含まれる機械・装置	租特令27の9③						●			
	機械・装置 ^(注) (耐用年数省令別表2) ^(※)	租特法42の9①二 三、四、五 45①二、三、四	●	●	●	●	●		●	●	
器具・備品	①電子計算機 ②デジタル交換設備 ③デジタルボタン電話設備 ④ICカード利用設備 (注)	租特規則20の4 ③、⑥、20の16④ 租特令27の9⑦ 28の9⑦	●	●			●		●	●	
	【製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所事業、電気業、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業】 開発研究用の試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡(耐用年数省令別表6) ^(※)	租特令27の9⑦ 28の9⑦							●	●	

(注) 特区・地域の対象事業の用に供する資産であること。(※) 耐用年数省令別表の形式は56ページ参照

Q5

その他、判断に注意すべきことがあれば教えてください。



A

制度ごとに対象要件は異なります。
各特区・地域のQで詳細をご確認ください。

判断項目	経金特区			物流特区			情報特区・地域		観光地域	産業イノベ地域		離島地域
	税額控除	特別償却	所得控除	税額控除	特別償却	所得控除	税額控除	所得控除	税額控除	税額控除	特別償却	特別償却
認定(指定)が必要			●			●		●	▲(*)	●	●	
区域内に新規設立した法人対象	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
既存の法人も対象	●	●		●	●		●		●	●	●	●
青色申告法人対象	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
青色申告個人事業者対象		●			●						●	●
新品の設備投資が対象	●	●		●	●		●		●	●		
中古資産も対象(租特通達45-5)		●			●						●	●

(*)販売施設は県知事の指定が必要となります。

ここがPoint



中古資産でも特別償却の対象

- 投資税額控除には「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し…」とあり、新品を要件としています。(租特法42の9①)
- 一方、特別償却にはこの要件がありません。(租特法45)
- 加えて、租特通達45-5では、「いわゆる新品であることを要しない」とありますので、特別償却は税額控除と異なり、新品だけでなく中古資産も対象となります。

建物及びその附属設備の留意点

- 【建物と附属設備の同時取得要件】税額控除又は特別償却の対象となる建物の附属設備は、建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られます。したがって、対象となる建物の建設計画とは別に設備を取得した場合は、対象になりません。同時取得に該当するかは個別の判断になりますので、ご注意ください。(租特通達42の9-7、45-8)
- 【工場用建物及び附属設備の範囲】税額控除又は特別償却の対象となる工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれます。
 - (1)工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
 - (2)発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備
 (注)倉庫用の建物は、工場用又は作業場用の建物に該当しません。(租特通達42の9-5、45-6)
- 【共用されている建物】一の建物が工場用又は作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、税額控除又は特別償却を適用しますが、次の場合には次によることとして取り扱われます。
 - (1)工場用、作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、その建物が主としていずれの用に供されているかにより判定します。
 - (2)その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用、作業場用等に供されているものとすることができます。(租特通達42の9-6、45-7)

国 税

Q6

設備に対する特区・地域税制の中で出てくる「新設・増設」の範囲を教えてください。

A

新設・増設には以下のようなケースも含まれます。



【新設又は増設の範囲】

各特区・地域税制のうち設備投資に対する税制としては投資税額控除(国)、特別償却(国)、法人事業税(県)*、不動産取得税(県)*、固定資産税(市町村)*があります。

これらの税制は、一定の設備の新設又は増設をした場合となっていますが、その範囲について国税では、次に掲げる工業用機械等の取得等についても新設又は増設に係る工業用機械等の取得等に該当するものとしています。

(※) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

(1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした工業用機械等

(2) 既存設備の取替え又は更新のために工業用機械等の取得等をした場合で、その取得等により生産能力、処理能力等が従前に比して相当程度(おおむね30%)以上増加したときにおける当該工業用機械等のうちその生産能力、処理能力等が増加した部分に係るもの

特別償却の場合には、対象地区又は地域において他の者が対象事業の用に供していた工業用機械等の取得をした場合における当該工業用機械等も該当するとされています。

(租特通達42の9-4、45-5の2)

【新品の設備か、中古の設備も可か?】

新設又は増設する設備が新品であることが要件となっているか、中古でも認められるかということについては、選択する税制によって次のようになります。

国 税 税額控除を適用する場合…**新品**

国 税 特別償却を適用する場合…**新品でも中古設備でも可**

県税(事業税及び不動産取得税) …**新品でも中古設備でも可**

市町村税(固定資産税) …**新品でも中古設備でも可**

(租特法42の9①、45、租特通達45-5、県税課税免除条例、(参考) 那覇市課税免除条例)

【特別償却の対象となる新設又は増設対象資産】

税額控除の対象となる対象資産と異なり、特別償却の対象となる資産は中古資産も対象となりますが、その法人の他の工場や作業場等から転用したものは含まれません。

(租特通達45-5)



国税・地方税共通

Q7 経金特区の税制はどのようなものですか？



A 経金特区は名護市のみが対象となります。
所得控除や税額控除、特別償却の対象となる事業の範囲が
広く、活用しやすい制度となっています。

経金特区の所得控除を活用するためには、沖縄県の事前の事業認定手続(Q15参照)が必要ですので計画的に手続の準備をすることをお勧めします。

税制の種類		税制の内容
国 税	所得控除 Q20-1	沖縄県の事業認定を受けた青色申告法人 ▶ 所得金額×40%×(特区内事業所の常時従業員数／法人全体の常時従業員数)を申告書で損金算入
	投資税額控除 Q16	名護市内において、特定経済金融活性化産業の用に供するいずれかの規模の資産を新・増設した青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②一の生産等設備を構成する機械・装置、器具・備品の合計が100万円超 ▶ 機械・装置、器具・備品の取得価額×15%、建物・建物附属設備の取得価額×8%を法人税額から控除
	特別償却 Q17	対象事業者、設備の規模要件について同上 (青色申告個人事業者も対象) ▶ 機械・装置、器具・備品の取得価額×50%、建物・建物附属設備の取得価額×25%を特別償却
	エンジェル税制 (指定会社に投資する個人株主の優遇税制)	沖縄県の事業認定を受けた中小企業者で、その他の要件を満たす会社(指定会社)に対する投資 ①指定会社へ投資した年に受けられる優遇措置指定会社への「投資額-2,000円」をその年の総所得金額から控除 ②指定会社株式を売却した年に受けられる優遇措置指定会社株式の売却により生じた損失を(その年のほか)翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と損益通算可能
地 方 税	事業税 Q22(※2)	名護市内において、取得価額の合計額が1,000万円超の特定経済金融活性化産業の用に供する一の設備を新・増設した個人事業者及び法人 新・増設から5ヵ年、新・増設に係る事業税の課税免除 ①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部 に対する不動産取得税の課税免除
	不動産取得税 Q22(※2)	
	固定資産税 Q22(※2)	名護市内において、特定経済金融活性化産業の用に供する①②いずれかの設備を新・増設した個人事業者及び法人 ①一の設備を構成する減価償却資産(※1)の取得価額の合計額が1,000万円超の設備 ②取得価額の合計額が100万円超の機械・装置、器具・備品 ▶ 家屋及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除

参考法令等 ・沖振法57①、②、57の2 ・租特法12、37の13、37の13の2、42の9、45、60②、地税法6、沖縄県・名護市課税免除条例

(※1) 所得税法施行令6①一～七、法人税法施行令13①一～七

(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

- 対象地域(Q2参照) 名護市
- 経金特区対象事業(Q3参照)
- 対象資産(Q4、Q11参照)
- 特別償却・投資税額控除の一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度
- 投資税額控除の控除限度額は法人税額の20%(繰越税額控除4年間)
- 特別償却は青色申告個人事業者も適用対象
- 申告書記載例(Q16、Q17、Q20-1参照)
- 一の生産等設備についてはQ4参照

【国税関係の適用期限】

- ・事業認定期限…平成31年3月31日
- ・所得控除を受けるために必要な事業認定期限…平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日まで
- ・設備等取得期限…平成31年3月31日(投資税額控除、特別償却)

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国 税 所得控除を適用する場合のチェックシート

平成26年4月10日以後に名護市内に新設された法人か？

yes

沖縄県の事業認定(Q15)を受けている青色申告法人か？

yes

法人設立の日から**10年間**(※)適用可◎

※支店を現地法人化した場合等、実質的に同一のものが対象事業を営んでいた期間を除く

no

no

適用不可

国 税 投資税額控除、特別償却を適用する場合のチェックシート

名護市内に特定経済金融活性化産業の用に供する
対象資産を新・増設した青色申告法人か？(Q6参照)

yes

名護市内で対象事業(Q3参照)を行っているか？

yes

一の生産等設備(Q4参照)の金額基準を満たしているか？

yes

対象資産(Q4、Q11参照)の要件を満たしているか？

yes

no

no

no

no

適用不可

税額控除又は
特別償却適用

新 品

中古資産

特別償却
のみ適用

エンジェル税制 エンジェル税制とは、指定会社(*)に投資した個人株主に対する優遇税制で、次の2つの制度があります。

1. 指定会社へ投資した年に受けられる優遇措置(選択制)

- ① 指定会社への「投資額－2,000円」をその年の総所得金額から控除
※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方。
- ② 指定会社への投資額全額をその年の株式譲渡益から控除 ※控除対象となる投資額の上限なし。

2. 指定会社(未上場)株式を売却した年に受けられる優遇措置

指定会社(未上場)株式の売却により生じた損失を(その年のほか)翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)可能

*指定会社とは、所得控除を受けるために必要な事業認定を受けている法人で、エンジェル税制を受けるために必要な県知事の指定を受けている会社のことをいいます。

ここが
Point

- 所得控除が適用できるのは、名護市内で新規設立した法人(個人事業者は該当しない)で事業認定を受けているものに限られています。
- 事業認定を受けていない既存の青色申告法人でも、税額控除と特別償却は適用できます。
- 個人事業者は青色申告事業者であれば、特別償却のみ適用できます。

国税・地方税共通

Q8-1 物流特区の税制はどのようなものですか？



A 所得控除、投資税額控除、特別償却のほかに
関税関係の優遇措置もあります。

税制の種類		税制の内容	対象事業 Q3
国税	所得控除 Q20-1	国の事業認定と 沖縄県の特別事業認定を受けた 青色申告法人 ▶一定の所得金額×40%を申告書で損金算入	特定国際 物流拠点 事業 ①倉庫業 ②こん包業 ③特定の無店舗小売業 ④特定の機械等修理業 ⑤製造業 ⑥航空機整備業
	投資税額控除 Q16	対象地域内において国際物流拠点産業の 用に供するいずれかの規模の資産を 新・増設した青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②機械・装置で、一の生産等設備の合計が100万円超 ▶機械・装置の取得価額×15%、建物・建物附属 設備の取得価額×8%を法人税額から控除	国際物流 拠点産業 ①倉庫業 ②こん包業 ③特定の無店舗小売業 ④特定の機械等修理業 ⑤製造業 ⑥航空機整備業 ⑦卸売業 ⑧特定の不動産賃貸業 ⑨道路貨物運送業
	特別償却 Q17	対象事業者、設備の規模要件について同上 (青色申告個人事業者も対象) ▶機械・装置の取得価額×50%、建物・建物附属 設備の取得価額×25%を特別償却	
		対 象	内 容
関税(保税地域の許可 手数料の軽減)		国の事業認定を受けた事業者 (個人事業者を含む) ※主務大臣が認定	対象地域内で保税蔵置場、保税工場又は保税展 示場の許可を受けたものが納付すべき当該許可 に係る手数料を2分の1に軽減する。
関税(保税地域に係る 特別措置)			外国貨物を原料として加工又は製造された製品 を国内に引き取る際に課される関税について、原 料に対する関税率と製品に対する関税率とのいづ れかを選択できる。※通常は原料課税一択
地方税	事業所税 (那覇市のみ)	那覇市において設置される国際物流拠点産業の事業の用に供する施設の取得価額の 合計額が①1,000万円以上の機械・装置、器具・備品、②1億円以上の建物・建物附属設備 の新設をした個人事業者及び法人 ▶資産割について、その課税標準の対象床面積の1/2を5年間控除	
	事業税 Q22(※2)	対象地域内において、取得価額の合計額が 1,000万円超の国際物流拠点産業の用に 供する特別償却適用設備(※1)を新・増設した 青色申告個人事業者及び青色申告法人	新・増設から5ヵ年間で、 新・増設に係る事業税の課税免除 ①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部 に対する不動産取得税の課税免除
	不動産取得税 Q22(※2)		
	固定資産税 Q22(※2)	物流特区内において、国際物流拠点産業の用(倉庫業用を除く)に供する ①②いずれかの設備を新・増設した個人事業者及び法人 ①取得価額の合計額が1,000万円超の特別償却適用設備(※1) ②取得価額の合計額が100万円超の機械・装置 ▶家屋及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除	

参考法令等 ・沖振法46、47、48、49・租特法12、42の9、45、60・地税法6 地税法附則33、各自治体課税免除条例
・関税法4①二・関税暫定措置法13

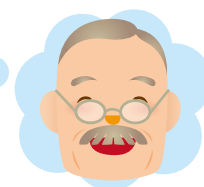
(※1) 租特法42の9(税額控除)又は租特法45(特別償却)の対象となる資産であって、必ずしも同法を適用した申告をしていなくても課税免除の対象となります。
(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

- 対象地域(Q2参照)(1)那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市
(2)うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区)
- 特別償却・投資税額控除の一の生産等設備取得価額の合計額は
20億円を限度
- 投資税額控除の控除限度額は法人税の20%(繰越税額控除4年間)
- 申告書記載例(Q16、Q17、Q20-1参照)
- 一の生産等設備についてはQ4参照

【国税関係の適用期限】

特別事業認定期限…平成31年3月31日
所得控除を受けるために必要な事業認定期限…
平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日まで
設備等取得期限…
平成31年3月31日(投資税額控除、特別償却)

Q8-2 物流特区の用語の説明をお願いします。



A 次の表でご確認ください。

用 語	解 説
国際物流拠点	国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。沖縄においては、相当量の貨物を取り扱う開港又は関税空港である那覇空港、那覇港及び中城湾港が該当する。物流特区には、那覇港及び那覇空港と隣接・近接している区域として「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区」、また中城湾港の中心区域として「うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区)」が指定されている。 (沖振法3、国際物流拠点産業集積計画)
中城湾港新港地区	湾港法第3条の3第1項の規定により、中城湾港港湾管理者が定めた港湾計画による「新港地区」を指す。ただし、西ふ頭陸地側の都市機能用地を除く。(下の図の赤枠内が対象地区)  うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区) 青枠・斜線部分は、旧・中城湾港新港地区(特自貿)の区域
特定の無店舗小売業	店舗を持たず、インターネット等で広告を行い、通信手段によって注文を受け、商品を販売する業であって、国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。ただし、訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除く。 (沖振令4の2①五)
特定の機械等修理業	機械や家具を修理する業であって、国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。 (沖振令4の2①六)
特定の不動産賃貸業	次の規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸する業。 (1) (規模) 地上階数が2以上で、かつ、床面積の合計が3,000㎡以上のもの (2) (構造) ①～⑤のいずれにも該当するもの ① 貨物自動車の停車場を有する構造 ② 貨物自動車の荷台と同じ高さの段差を有する構造、貨物自動車への物資の積み込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを行う車両用の車路を有する構造その他貨物自動車への物資の積み込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うための構造 ③ 上階に通ずる貨物自動車用の車路を有する構造又は物資の運搬に供するエレベーターを有する構造 ④ 耐火性能及び耐震性能を有する構造 ⑤ 仕分装置、搬送装置、保管装置、密集棚装置、貨物保管場所管理システムその他国際物流拠点において積み込み又は取卸しがされる物資の円滑かつ効率的な取扱いに資する設備の設置に必要な空間を有する構造 (3) (設備) (2) (構造) ②の段差と一体的に設置される設備であって貨物自動車への物資の積み込み又は貨物自動車からの物資の取卸しを効率的に行うためのもの (沖振令4の2①七、物流特区認定令2)

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国 税 所得控除を適用する場合のチェックシート

平成26年6月18日以後^(※)に物流特区内に新設された法人か？

※旧・那覇地区:昭和62年12月9日以降、旧・中城湾港新港地区:平成11年3月31日以降
旧・那覇空港地区・那覇港地区:平成25年2月8日以降

yes

no

適用不可

保稅許可を受けている青色申告法人か？

yes

no

国の事業認定と沖縄県の特別事業認定(Q15)を受けている青色申告法人か？

yes

no

法人設立の日から**10年間**^(※)適用可◎

※支店を現地法人化した場合等、実質的に同一のものが対象事業を営んでいた期間を除く

国 税 投資税額控除、特別償却を適用する場合のチェックシート

対象地域内(Q2参照)に国際物流拠点産業の用に供する対象資産を新・増設した青色申告法人か？

yes

no

適用不可

物流特区内で対象事業(Q3参照)を行っているか？

yes

no

一の生産等設備(Q4参照)の金額基準を満たしているか？

yes

no

対象資産(Q4参照)の要件を満たしているか？

yes

no

税額控除又は
特別償却適用

新 品

中古資産

特別償却
のみ適用

ここが
Point

- 所得控除が適用できるのは、物流特区内で新規設立した法人(個人事業者は該当しない)で国の事業認定と沖縄県の特別事業認定を受けているものに限られています。
- 事業認定や特別事業認定を受けていない既存の青色申告法人でも、税額控除と特別償却は適用できます。
- 個人事業者は青色申告事業者であれば、特別償却のみ適用できます。

物流特区における所得控除に必要な手続き

ワンストップ相談窓口 [沖縄県産業振興公社]

事前相談、作成支援、特別事業認定の事前審査

申請

事業認定 [内閣府]

優遇措置

【保税地域の許可手数料の軽減】対象地域内で保税蔵置場等の許可を受けたものが納付すべき手数料を2分の1に軽減。

【課税物件の確定に関する特例】外国貨物を原料として加工又は製造された製品を国内に引き取る際に課される関税について、原料に対する関税率と製品に対する関税率とのいずれかを選択できる。※通常は原材料課税一択

認定要件

- ① 特区内の土地又は施設について保税蔵置場等の許可を受けて事業を行おうとするものであること。
- ② 関税法上の保税蔵置場等に関する要件(暴力団員等でないこと、業務を遂行する十分な能力を有すること等)を満たすものであること。

申請

保税許可 [沖縄地区税関]

許可要件

関税法43に定める事項に該当しないことを沖縄地区税関が確認。

※以下、例示・概要

- ① 関税法により課される負担に耐えうる資力
- ② 保税地域の業務を遂行する十分な能力
- ③ 位置や設備の妥当性
- ④ 利用の見込み・利用価値

※保税許可と特別事業認定の順序は問わない。ただし、事業認定後1年以内に保税許可を取得しない場合は、事業認定は失効し、それに伴い特別事業認定も失効する。

申請

申請

特別事業認定 [沖縄県]

優遇措置

【所得控除】

法人設立から10年間、各事業年度の一定の所得金額の40%を、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(Q20-1参照)

認定要件

以下のすべてを満たすこと。

- ① 事業認定を受けていること。
- ② 区域内で設立された法人であること。
- ③ 区域内に本店又は主たる事務所を有すること。
- ④ 常時使用する従業員^(注1)の数が15人以上であること。
- ⑤ 設立から10年以内^(注2)であること。
- ⑥ 区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと。
- ⑦ 区域外事業所では、一定の業務^(注3)以外の業務を行わないものであること。
- ⑧ 区域外の事業所における従業員数が常時使用する全従業員数の20%又は5人のいずれか多い人数以下であること。



(注1) 常時使用する従業員 以下の者は、「常時使用する従業員」には含まれない。

- ▶ 役員及び役員と特殊の関係にあるもの(親族、生計の支援を受けているもの等)
- ▶ 日々雇い入れられる者(1月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- ▶ 2月以内の期間を定めて使用される者(2月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- ▶ 季節的業務に4月以内の期間を定めて使用される者(4月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)
- ▶ 試用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)

(租特規則21の18④、⑤)

(注2) 設立から10年以内 合併法人又は継承法人については、前身が特区における対象事業を営んでいた期間を10年から減じた期間内であること。

(沖振令11②一、21②一、26②四)

※(注1)、(注2)は経金特区、情報特区においても同様

(注3) 「一定の業務」とは、以下の業務をいう。

- ▶ 役務や物資、製品に関する調査を行う業務
- ▶ 役務や物資、製品の広告・宣伝を行う業務
- ▶ 役務や物資、製品等の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- ▶ 役務や製品に関する情報の提供を行う業務
- ▶ 製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- ▶ 上記業務に付随する業務

(沖振令21②五)

※事業認定及び特別事業認定書類等はP29参照



国税・地方税共通

Q9 情報特区・地域の税制はどのようなものですか？



A 国税の優遇措置は所得控除(情報特区)と投資税額控除(情報地域)のみであり、特別償却はありません。また、情報特区の区域および対象事業はいずれも情報地域の区域や対象事業に含まれるため、地域の税制は特区でも活用できます。

情報特区で所得控除を活用する場合は、事前に沖縄県の事業認定が必要です。また、名護市は経金特区と情報特区の両方に指定されているので、名護市で情報関係の事業を行う場合は、両方の制度を比較することをお勧めします。

特区・地域		情報特区	情報地域
税制の種類			
国税	いずれか選択 所得控除 Q20-1	沖縄県の事業認定を受けた青色申告法人 ▶一定の所得金額×40%を申告書で損金算入	
	投資税額控除 Q16	対象地域内において、情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供するいずれかの規模の資産を新・増設した青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備の合計が100万円超 ▶機械・装置、器具・備品の取得価額×15%、建物・建物附属設備、構築物の取得価額×8%	
地方税	事業所税 (那覇市のみ)	那覇市において設置される情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する施設の取得価額の合計額が①1,000万円以上の機械・装置、器具・備品、②1億円以上の建物・建物附属設備の新設をした個人事業者及び法人 ▶資産割について、その課税標準の対象床面積の1/2を5年間控除	
	事業税 Q22(※2)	情報地域内において、取得価額の合計額が1,000万円超の情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する一の設備を新・増設した個人事業者及び法人	新・増設から5ヵ年間で、新・増設に係る事業税の課税免除 ①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部 に対する不動産取得税の課税免除
	不動産取得税 Q22(※2)	情報地域内において、情報通信産業・情報通信技術利用事業の用に供する①②いずれかの設備を新・増設した個人事業者及び法人 ①一の設備を構成する減価償却資産(※1)の取得価額の合計額が1,000万円超の設備 ②取得価額の合計額が100万円超の機械・装置、器具・備品 ▶家屋及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除	
	固定資産税 Q22(※2)		

参考法令等 ・沖振法31、32 ・租税法42の9、60、地税法6、地税法附則33、各自治体課税免除条例

(※1) 所得税法施行令6①一～七、法人税法施行令13①一～七

(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

- 対象地域(Q2参照) (情報地域) 24市町村、(情報特区) 5市村
- 情報地域対象事業、情報特区対象事業(Q3参照)
- 対象資産(Q4、Q11参照)
- 投資税額控除の一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度
- 投資税額控除の控除限度額は法人税額の20%(繰越税額控除4年間)
- 申告書記載例(Q16、Q20-1参照)
- 一の生産等設備についてはQ4参照

【国税関係の適用期限】

- ・事業認定期限…平成31年3月31日
- ・所得控除を受けるために必要な事業認定期限…平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日まで
- ・設備等取得期限…平成31年3月31日(投資税額控除)

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国 税 所得控除を適用する場合のチェックシート

平成24年5月24日以後に情報特区内に新設された法人か？

no

yes

沖縄県の事業認定(Q15)を受けている青色申告法人か？

no

yes

法人設立の日から**10年間**(※)適用可◎

※支店を現地法人化した場合等、実質的に同一のものが対象事業を営んでいた期間を除く

適用不可



国 税 投資税額控除を適用する場合のチェックシート

対象地域内(Q2参照)に情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する対象資産を新・増設した青色申告法人か？

no

yes

情報地域内で対象事業(Q3参照)を行っているか？

no

yes

一の生産等設備(Q4参照)の金額基準を満たしているか？

no

yes

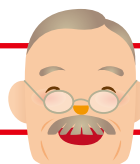
対象資産(Q4、Q11参照)の要件を満たしているか？

no

yes

適用可◎

適用不可



Q10 情報特区・地域税制の対象事業関連用語の説明をお願いします。



A 次の表でご確認ください。

用 語	情報対象事業関連用語解説
アプリ (アプリケーション)	OS上で作業の目的に応じて使うソフトウェア。パソコンではワープロソフト、表計算ソフト、ウェブブラウザ、メールソフト、画像編集ソフトなどが、スマートフォンやタブレットではコミュニケーション、動画・音楽視聴、地図・ナビゲーション、電子書籍、ネットショッピング、ゲーム用のアプリなどが代表的。スマートフォンが普及して以降、スマートフォンやタブレット向けに多種多様なアプリが提供され利用が広がるとともに、「アプリケーション」よりも「アプリ」等の略称が一般的となっている
アプリケーション・サービス・プロバイダ (ASP)	Application Service Provider の略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者
インターネット・エクスチェンジ (IX)	電気通信事業(電気通信事業法2①四に規定する電気通信事業をいう)のうち、電気通信設備(電気通信事業法2二に規定する電気通信設備をいう)を介して、インターネット・サービス・プロバイダを行う者の電気通信設備を相互に接続するもの。異なるプロバイダに接続しているコンピュータ同士の通信が可能となる
インターネット・サービス・プロバイダ (ISP)	電気通信事業のうち、インターネット接続サービスを行うもの電話回線や ISDN 回線、ADSL 回線、光ファイバー回線、データ通信専用回線などを通じて、コンピュータをインターネットに接続する
インターネット付随サービス業	日本標準産業分類の中分類番号40のインターネット付随サービス業のことであり、主としてインターネットを通じて、情報の提供やサーバ等の機能を利用させるサービスを提供する業であって、他に分類されないものをいう。広告の提供を目的とするものや、サーバ等の機能を主として他の事業の目的のために利用させるものは、本分類には含まれない 【事業例】ウェブ情報検索サービス業、インターネット・ショッピング・サイト運営業、インターネット・オークション・サイト運営業、アプリケーション・サービス・プロバイダ (ASP)、ウェブ・コンテンツ提供業、電子認証業、情報ネットワーク・セキュリティ・サービス業 など
映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業 (映画・ビデオ制作業)	日本標準産業分類の小分類番号411の映像情報制作業・配給業及び小分類番号412の音声情報制作業のことであり、主として映画の制作を行う業又は制作及び配給の両者を行う業、並びにビデオテープを用いて記録物、創作物などのビデオ制作を行う業をいう 【事業例】TV・ラジオ番組制作、アニメーション制作業及びその配給業、映画フィルム現像業 など
情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く)の製造業	日本標準産業分類の細分類番号3296の情報記録物製造業のことであり、主として情報を記録した物を製造する業をいう 【事業例】DVD、CDプレス業 など
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類の小分類番号392の情報処理・提供サービス業のことであり、電子計算機などを用いて委託された計算サービス(顧客が自ら運転する場合を含む)やデータエントリーサービスなどを行う業、各種のデータを収集、加工、蓄積し、情報として提供する業、市場調査・世論調査等他に分類されない情報サービスを行う業をいう 【事業例】データエントリー業、受託計算サービス業、データベースサービス業 など
情報通信機器相互接続検証事業	電気通信設備に係るプログラムの開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムが予定している機能を発揮できるかについて技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行うプログラムの効率的な開発を支援する事業
情報通信技術利用事業	情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品または役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業(コールセンター・BPO)をいう
情報通信業	●情報の伝達を行う事業所、情報の処理、提供などのサービスを行う事業所、インターネットに附随したサービスを提供する事業所及び伝達することを目的として情報の加工を行う事業所 ①情報の伝達を行う事業所とは、電磁、非電磁を問わず、映像、音声、文字等の情報を伝達する事業所及び伝達するための手段の設置、運用を行う事業所をいう ②情報の処理、提供などのサービスを行う事業所とは電子計算機のプログラムの作成を行う事業所、委託により電子計算機等を用いて情報の処理を行う事業所及び情報を収集・加工・蓄積し、顧客の求めに応じて提供する事業所 ③インターネットに附随したサービスを提供する事業所とは、インターネットを通じて、上記以外の通信業及び情報サービス業を行う事業所をいう ④情報の加工を行う事業所とは、新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、映画などの媒体を通じて不特定多数の受け手を対象に大量に情報を伝達させるために、映像、音声、文字等の情報を加工する事業所をいう

用語	情報対象事業関連用語解説
セキュリティデータセンター	入出場が一定の方法により管理される場所に設置される電子計算機であって、顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業
ソフトウェア業	日本標準産業分類の小分類番号391のソフトウェア業のことであり、顧客の委託により、電子計算機のプログラムの作成及び作成に関して調査、分析、助言などを行う業（委託開発ソフトウェア業）、電子計算機のパッケージプログラムの作成及びその作成に関して調査、分析、助言などを行う業（パッケージソフトウェア業）等をいう 【事業例】受託開発ソフトウェア開発業（受託開発、組込み、パッケージ、ゲーム）、ソフト開発コンサルタント業 など
データセンター（インターネット・データ・センター（IDC））	自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む）
電気通信業	日本標準産業分類の中分類番号37の通信業のことであり、主として有線、無線、その他の電磁的方式により意思、事実等の情報を送り、伝え又は受けるための手段の設置、運用を行う業をいう 【事業例】携帯電話事業、固定電話事業、ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）、IX（インターネット・エクスチェンジ）、IDC（インターネット・データ・センター） など
バックアップセンター	自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害等により当該顧客の電子計算機に保管された情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を提供する事業
放送業（有線放送業を含む）	日本標準産業分類の中分類番号38の放送業のことであり、公衆によって直接視聴される目的をもって、無線又は有線の電気通信設備により放送事業（放送の再送信を含む）を行う業をいう 【事業例】TV・ラジオ放送事業（有線放送含む） など
BPO	Business Process Outsourcing の略。経営資源を有効活用するために、一部の業務プロセスについて、一括して専門業者に外部委託すること

根拠法令、出典 沖縄法3、沖縄令1の2、2、3、日本標準産業分類、H28情報通信白書【資料 用語解説】、沖縄県HPをもとに作成

Q11 情報特区・地域及び経金特区で対象となっているIT資産はどのようなものですか？

A 対象となるIT資産は、次の表の4つの種類に限定されています。

対象資産	資産の内容
電子計算機	計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る）のうち、処理語長が十六ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量（検査用ビットを除く。）が十六メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む）又は電源装置を含む
デジタル交換設備	専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）により発信される制御指令信号に基づきデジタル信号を自動的に交換するための機能を有するものに限るものとし、これと同時に設置する専用の制御装置（当該交換するための機能を制御するものに限る）、変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置、入出力装置又は符号化装置を含む
デジタルボタン電話設備	専用電子計算機により発信される制御指令信号に基づき専用電話機のボタン操作に従ってデジタル信号を自動的に交換する機構を有するもの及び当該専用電子計算機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これと同時に設置する専用の変復調装置、宅内回線終端装置、局内回線終端装置又は符号化装置を含む
ICカード利用設備	ICカードとの間における情報の交換並びに当該情報の蓄積及び加工を行うもので、これと同時に設置する専用のICカードリーダライタ、入力用キーボード、タブレット、表示装置、プリンター又はプロッターを含む

根拠法令、出典 租特規則20の4③

国税・地方税共通

Q12-1 観光地域の税制はどのようなものですか？



A 観光地域は投資税額控除が受けられます。
特定民間観光関連施設の要件をよく確認しましょう。

税制の種類		税制の内容
国 税	投資税額控除 Q16	特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業の用に供する次の規模の資産を新・増設した青色申告法人 ○一の設備のうち一定の対象施設の取得価額の合計が1,000万円超 ○投資税額控除の一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度 対象地域…沖縄県内全域 ▶【税額控除額】機械・装置の取得価額×15%、建物・建物附属設備、構築物の取得価額×8% ※税額控除は法人税額の20%を限度とする ※繰越税額控除4年間
	事業所税 (那覇市のみ)	那覇市において特定民間観光関連施設の取得価額の合計額が1億円超の家屋・構築物を新設した個人事業者及び法人 ▶資産割について、その課税標準の対象床面積の1/2を5年間控除
地 方 税	事業税 Q22 (※2)	特定民間観光関連施設の新・増設に係る設備の取得価額の合計額が1,000万円超の個人事業者及び法人 新・増設から5ヵ年間、新・増設に係る事業税の課税免除
	不動産取得税 Q22 (※2)	特定民間観光関連施設家屋及びその敷地に係る不動産取得税の課税免除
	固定資産税 Q22 (※2)	観光地域内において、事業の用に供する対象施設を新・増設した個人事業者及び法人 ○家屋又は構築物を構成する減価償却資産(※1)の取得価額の合計額が1,000万円超の設備 ▶家屋・構築物及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除

参考法令等 ・沖振法8、9 ・租特法42の9、租特令27の9①～③、租特規則20の4、地税法6、地税法附則33①、各自治体課税免除条例

(※1) 所得税法施行令6①～七、法人税法施行令13①～七

(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国 税 投資税額控除を適用する場合のチェックシート

対象地域内(Q2参照)に特定民間観光関連施設(注)の事業の用に供する対象資産を**新・増設**した青色申告法人か？

yes

観光地域内で対象事業(Q12-2参照)を行っているか？

yes

対象資産(Q4参照)の要件を満たしているか？

yes

特定の設備の金額基準を満たしているか？

yes

適用可◎

no

no

no

適用不可



【適用期限】

・設備等取得期限…平成31年3月31日

(注) 販売施設の場合、事前に県知事の指定が必要となります。



Q12-2 一の設備とは どのようなときに使う用語ですか?



A 投資税額控除の対象となる施設のことです。新設または増設にかかる事業計画ごとに判定しますので明細を作成しておきましょう。

【一の設備】特定民間観光関連施設 (沖振法8①)

● 国税 ● 県税 (事業税、不動産取得税) ● 市町村税 (固定資産税) ● 市町村税 (事業所税 那覇市のみ)

スポーツ・レクリエーション施設		教養文化施設		休養施設		(沖縄県知事指定) 販売施設	
庭球場		劇場		展望施設		次の要件を備えた施設 ①小売施設、飲食施設及び附帯施設により構成 ②一の事業者が小売施設及び飲食施設を設置 ③小売施設及び飲食施設の床面積の合計が概ね3千㎡以上 ④附帯施設の床面積の合計が小売施設及び飲食施設の床面積の合計の概ね4分の1以上 附帯施設とは…スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設又は観光に関する情報を提供する施設	
水泳場		博物館		温泉保養施設	●●●●		
スケート場		美術館		海洋療法施設			
トレーニングセンター		動物園	●●●●	国際健康管理・増進施設	●●●		
ゴルフ場	●●●●	植物園		集会施設			●●●●
遊園地		水族館					
野営場		文化紹介体験施設					
野外アスレチック							
マリーナ				会議場施設	●●●●		
ダイビング施設				研修施設			
ボーリング場	●●●●			展示施設	●●●●		
				結婚式場	●		

※上記から除外される施設 (租特令27の9②一) ①風営業 ②会員制施設 ③宿泊施設の附属施設で宿泊者が主として利用するもの



【特定の設備】 一の設備を構成する機械・装置、建物・建物附属設備、構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの

対象施設の用語説明

- ①トレーニングセンターとは、主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう
- ②遊園地とは、メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他の遊戯設備を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう
- ③野営場とは、野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施設で、管理施設、炊事施設、テントサイト、污水处理施設及び便所を備えたものをいう
- ④野外アスレチック場とは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた相当数の遊戯設備が自然の地形等を利用して配置された施設で、管理施設及び休憩所を備えたものをいう
- ⑤マリーナとは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶に係留する施設並びにこれらの船舶の利便に供する港湾法2⑤一、二、四～六まで、ハの二 (陸上船舶保管施設を除く。) 及び九の三～十の二までに掲げる施設をいう
- ⑥文化紹介体験施設とは、自然、伝統的な美術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設をいう
- ⑦展望施設とは、高台等の自然の地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設で、展望台を備えたものをいう
- ⑧温泉保養施設とは、温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室 (医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。) 及び休憩室を備えたものをいう
- ⑨海洋療法施設とは、海水、海藻、海泥その他の海洋資源を利用して治療、心身の健康の増進又は研究を行うための施設で、浴場、マッサージ施設及び休憩室を備えたものをいう
- ⑩国際健康管理・増進施設とは、病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設 (通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄特例通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者で、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。) で、浴場又はプール、有酸素運動施設 (継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。) 又はトレーニングルーム (室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。) 及び健康相談室を備えたものをいう
- ⑪会議場施設とは、複数の会議室を有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう
- ⑫研修施設とは、複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えたものをいう

参考資料・法令 沖振法8、沖振令7、総務省令1②、租特法42の9、租特令27の9、租特規則20の4、地税法規則附則12の3、租特通達42の9-7、42の9-8

国税・地方税共通

Q13 産業イノベ地域の税制はどのようなものですか？



A 産業イノベ地域の税制は、対象地域が全市町村であることや、モノづくりにかかわる幅広い事業が対象であることから、多くの事業者が対象となる可能性があります。

税制を活用するには、沖縄県より事前に産業イノベ実施計画の認定を受ける必要がありますので、計画的に手続の準備をすることをお勧めします。

税制の種類		税制の内容
国 税	いずれか選択 投資税額控除 Q16	対象地域内において、産業高度化等に必要ないずれかの規模の資産を新・増設した青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備の合計が100万円超 ▶【税額控除額】機械・装置、器具・備品の取得価額×15%、建物・建物附属設備の取得価額×8%
	特別償却 Q17	対象事業者、設備の規模要件について同上 (青色申告個人事業者も対象) ▶機械・装置、器具・備品の取得価額×34%、建物・建物附属設備の取得価額×20%
地 方 税	事業所税 (那覇市のみ)	那覇市において設置される産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設の取得価額合計額が①1,000万円以上の機械・装置、器具・備品、②1億円以上の建物・建物附属設備の新設をした個人事業者及び法人 ▶資産割について、その課税標準の対象床面積の1/2を5年間控除
	事業税 Q22 (※2)	対象地域内において、産業高度化等の用に供する次のいずれかの特別償却適用設備(※1)を新・増設した青色申告個人事業者及び青色申告法人 ①一の生産等設備の合計が1,000万円超 ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備の合計が500万円超 新・増設から5か年間、新・増設に係る事業税の課税免除 ①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部に対する不動産取得税の課税免除
	不動産取得税 Q22 (※2)	
	固定資産税 Q22 (※2)	産業イノベ地域内において、産業高度化・事業革新促進事業の用(倉庫業用を除く)に供する①②いずれかの設備を新・増設した個人事業者及び法人 ①取得価額の合計額が1,000万円超の特別償却適用設備(※1) ②取得価額の合計額が100万円超の機械・装置、器具・備品 ▶家屋及びその敷地、償却資産に課する固定資産税の5年間課税免除

参考法令等 ・沖振法36、37 ・租特法12、42の9、45、地税法6、地税法附則33、各自治体課税免除条例

(※1) 租特法42の9(税額控除)又は租特法45(特別償却)の対象となる資産であって、必ずしも同法を適用した申告をしていなくても課税免除の対象となります。
(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

- 対象地域(Q2参照) 全市町村
- 産業イノベ地域対象事業(Q3参照)
- 対象資産(Q4参照)
- 特別償却・投資税額控除の一の生産等設備取得価額の合計額は20億円を限度。
- 投資税額控除の控除限度額は法人税額の20%(繰越税額控除4年間)
- 特別償却は青色申告個人事業者も適用対象
- 申告書記載例(Q16、Q17参照)
- 一の生産等設備についてはQ4参照

【国税関係の適用期限】

- ・計画認定期限…平成31年3月31日
- ・税額控除又は特別償却を受けるために必要な計画認定期限…平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日まで
- ・設備等取得期限…平成31年3月31日(投資税額控除、特別償却)

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国 税 投資税額控除、特別償却を適用する場合のチェックシート

産業イノベーション制度の沖縄県知事の計画認定を受けているか？

no

yes

対象地域内(Q2参照)に、産業高度化等に必要な対象資産を新・増設した青色申告法人か？

no

yes

対象地域内で対象事業(Q3参照)を行っているか？

no

yes

一の生産等設備(Q4参照)の金額基準を満たしているか？

no

yes

対象資産(Q4参照)の要件を満たしているか？

no

yes

税額控除又は
特別償却適用

新 品

中古資産

特別償却
のみ適用

適用不可



新たなものづくり産業の推進



ここが
Point

- 新規設立法人だけでなく、既存の法人でも計画認定を受ければ適用できます。
- 個人事業者は青色申告事業者であれば、特別償却のみ適用できます。



国税・地方税共通

Q14 離島地域の税制はどのようなものですか？



A 対象となる離島はQ2を参照してください。
 国税は特別償却のみ適用できます。

税制の種類		税制の内容
国 税	特別償却 Q17	離島の地域内において、旅館業の用に供する設備を 新・増設 した 青色申告法人と青色申告個人事業者 ○一の生産等設備の合計が 1,000万円超 (10億円限度) ▶建物・建物附属設備の取得価額×8%
	事業税 Q22 (※2)	取得価額の合計額が 1,000万円超 の旅館業法2に 規定するホテル用、旅館用、 簡易宿所用建物・建物附属設備 を 新・増設 した 個人事業者 及び法人 新・増設から5ヵ年間、 新・増設に係る事業税の課税免除 ①対象設備である家屋 ②上記①の敷地である土地の一部 に対する不動産取得税の課税免除 ※土地を先行取得した場合は、取得後1年以内に家屋を取得した場合に限る
	不動産取得税 Q22 (※2)	
地 方 税	固定資産税 Q22 (※2)	離島において、旅館業の用に供する対象設備を 新・増設 した 個人事業者及び法人 ○家屋又は構築物を構成する減価償却資産(※1)の取得価額の合計額が 1,000万円超 の設備

参考法令等 ・沖振法93、94 ・租特法12、45、地税法6、各自治体課税免除条例

(※1) 所得税法施行令6①～七、法人税法施行令13①～七

(※2) 地方公共団体が、この3税目について条例に基づき課税免除または不均一課税を行った場合、沖振法による減収補てん措置が講じられます。

●一の生産等設備についてはQ4参照

優遇税制活用チェックシート【法人の場合】

国 税 特別償却を適用する場合のチェックシート

沖振法3①三に規定する離島地域(Q2参照)で旅館業の用に
 供する対象資産を**新・増設**した青色申告法人か？

no

yes

離島地域内で旅館業(Q3参照)を行っているか？

no

yes

一の生産等設備(Q4参照)の金額基準を満たしているか？

no

yes

対象資産(Q4参照)の要件を満たしているか？

no

yes

適用可◎

適用不可



国税・地方税共通

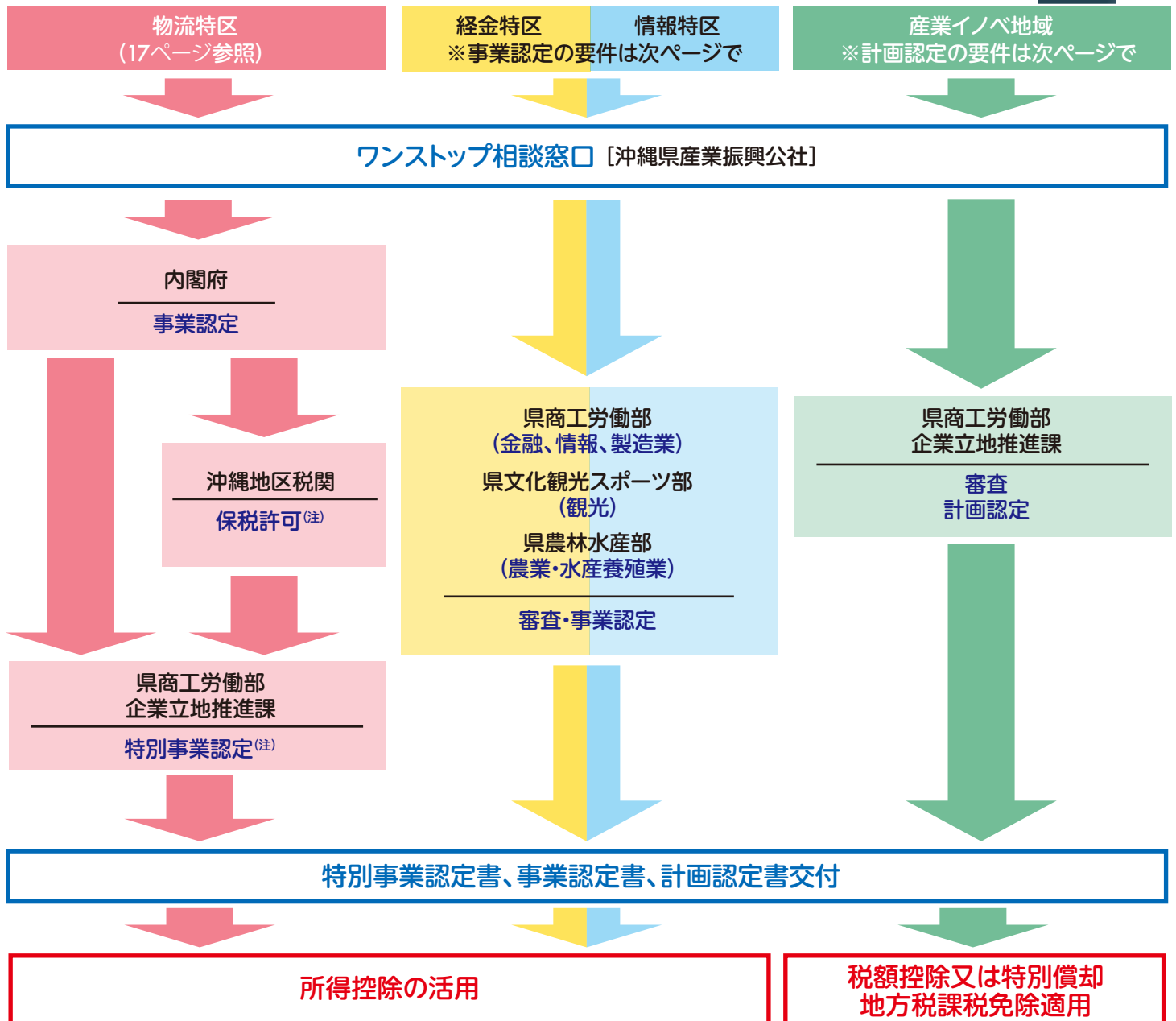
Q15 特区・地域の税制優遇措置を受けるために、事前の認定手続きが必要な場合がありますか？



A

各特区において所得控除を受けるには、事前の事業認定（物流特区の場合は特別事業認定）が必要になります。

また、産業イノベ地域において税制優遇措置を受けるためには、事前の計画認定が必要になります。それぞれの認定手続きは以下のように行われます。



(注) 保稅許可と特別事業認定の順序は問いません。ただし、事業認定後1年以内に保稅許可を取得しない場合は、事業認定は失効し、それに伴い特別事業認定も失効します

経金特区

申請書提出先:沖縄県

- ①区域内(名護市内)で平成26年4月10日以後に設立された法人で、名護市内に本店又は主たる事務所を有していること
- ②名護市内の事業所で常時使用する従業員(P17参照)のうち5人以上の者が、i) 名護市内、ii) 名護市に隣接する市町村、iii) ii) の市町村に隣接する市町村(*)、のいずれかに住所を有すること
- ③設立から10年以内(P17参照)であること
- ④事業計画が適切であると認められること
- ⑤業務の運営が適正に行われることが確実であると認められること
- ⑥名護市内では、主として対象産業を営むものであること
- ⑦法人全体としても、対象産業以外を主たる事業として営まないものであること
- ⑧役員のうちに、金融関係法令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から3年を経過しない者がいないこと
- ⑨ i) 風俗営業、ii) 性風俗関連特殊営業、iii) 公序良俗を害するおそれのある事業、を行わないものであること

(*) 名護市内に隣接する市町村…東村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村
隣接市町村に隣接する市町村…国頭村、金武町、うるま市、沖縄市、読谷村

情報特区

申請書提出先:沖縄県

- ①情報通信特区の指定の日(平成24年5月24日)以降に特区内に設立された法人であること
- ②特区内に本店又は主たる事務所を有すること
- ③常時使用する従業員(P17参照)の数が5人以上であること
- ④法人の設立から10年以内(P17参照)であること
- ⑤特区内においては、専ら特定情報通信事業を営むこと
- ⑥特区外事業所では、一定の業務(注)以外の業務を行わないこと
- ⑦特区外の事業所における従業員数が常時使用する全従業員数の20%又は3人のいずれが多い人数以下であること

(注)「一定の業務」とは、以下の業務をいう。

- ▶当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- ▶当該法人が提供する役務の広告・宣伝を行う業務
- ▶当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- ▶当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- ▶当該法人が提供する役務に関する情報の提供を行う業務
- ▶当該法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務
- ▶上記業務に付随する業務



産業イノベーション地域

申請書提出先:沖縄県

- ①その計画の内容を実施することにより、その地域の「産業高度化」又は「事業革新」を図るために有効かつ適切なものであること
- ②その計画の実施が、確実に実施されると見込まれるものであること

○産業高度化

- ・製品又は役務の開発力が向上すること
- ・生産又は役務の提供に関する技術が向上すること
- ・経営の能率が向上すること

○事業革新

- ・沖縄の特産物である農林水産物又は鉱工業品により、新事業を創出又は需要を開拓すること
- ・沖縄の特産物である鉱工業品の生産に係る技術の活用により、新事業を創出又は需要を開拓すること



事業(計画)認定申請に必要な資料

必要書類名	経金特区 (沖縄県)	物流特区 事業認定 (内閣府)	物流特区 特別事業認定 (沖縄県)	情報特区 (沖縄県)	産業イノベ 地域 (沖縄県)
特別事業認定申請書			●		
事業(計画)認定申請書	●	●	●	●	●
役員名簿	●				
役員の要件に関する宣言書(様式第3号)	●				
常時使用する従業員名簿(経金様式第4号、情報様式第2号)	●			●	
事業計画書	●	●		●	
定款の写し	●	●	●	●	●
登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	●	●	●	●	●
法人設立届出書の写し	●				
役員の履歴書	●	●			
常時使用する従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被 保険者資格取得等確認通知書	●		●	●	
常時使用する従業員に係る住民票抄本	●				
事業に係る施設の床面積を記載した施設の図面	●	●			
雇用計画	●	●		●	
設備投資計画	●	●			
収支実績及び計画	●	●		●	
資金計画	●	●			
販売実績及び計画	●	●			
会社等概要	●	●		●	
理由書	●	●			
誓約書		●			
保稅業務担当者名簿		●			
決算書報告書(又は決算書等様式使用)		●			●
事業報告書					●
作業(製造)工程図		●			
貨物取扱利用見込書		●			
事業所の設置場所を使用する権利に関する事項を明らかにする書類		●			
貨物管理規定		●			
導入設備設置建物の位置図					●
建物内部における設備等の配置図					●
事業に関する許可証・証明書等の写し					●
導入資産に関する資料					●
資金調達に係る資料					●
顧客の情報を保管するために必要な施設又は設備の内容を明らかにする書類				●	
情報特区の区域外にある事業所において業務に従事する 従業員名簿(様式第3号)				●	
情報特区の区域外にある事業所において業務に従事する 従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被保険者資格取得等 確認通知書				●	
その他知事が必要と認める書類	●		●	●	●

必要書類は各HPから
入手できますので、
申請をする企業は
ご参照下さい。

- 経金特区 申請書 <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/keizaikinyukasseikatokku/250508kinyu.html>
- 情報特区 申請書 <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/johosangyo/zyouhoutiikitokku/zyouhoutiikitokku-top.html>
- 物流特区 事業認定申請書(国) <http://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/shinseiyoushiki.html>
- 物流特区 特別事業認定申請書(沖縄県) <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritichi/index.html>
- 産業イノベ地域 計画認定申請書 http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kigyoritichi/news/sangyouinnovation_procedure.html

Q16

設備投資に対する法人税の 投資税額控除の制度について 説明してください。



A

投資税額控除は、多くの企業が活用しやすいものです！
控除の上限はありますが、4年間の繰越※が認められています。

投資税額控除 (租特法42の9)

特区・地域		経金特区	物流特区	情報地域	産業イノベ地域	観光地域
適用要件	共通要件	○青色申告法人であること ○平成31年3月31日までに 新・増設 した設備（新品のみ）であること ○一の 生産等設備 の取得価額の合計限度額が 20億円				
	判定① 事業（計画）認定	不 要	不 要	不 要	要	不 要
	判定② 対象地域内で設備投資 （Q2）	名護市	那覇市、浦添市 豊見城市、宜野湾市 糸満市 中城港湾新港地区 （*うるま市と 沖縄市の一部）	石垣市、糸満市 浦添市、うるま市 沖縄市、恩納村 嘉手納町、北中城村 宜野座村、宜野湾市 金武町、北谷町 豊見城市、中城村 名護市、那覇市 南城市、西原町 南風原町、宮古島市 本部町、八重瀬町 与那原町、読谷村 （24市町村）	全市町村	全市町村
	判定③ 対象事業（Q3）	特定経済金融 活性化産業 （金融関連産業 情報通信関連産業 観光関連産業 農業・水産養殖業 製造業等）	製造業、こん包業 倉庫業 特定の機械等修理業 特定の無店舗小売業 航空機整備業 道路貨物運送業 卸売業 特定の不動産賃貸業	情報記録物の製造業 電気通信業 映画ビデオ制作業 放送業、ソフトウェア業 情報処理・ 提供サービス業 インターネット付随 サービス業 情報通信技術利用業	製造業、道路貨物運送業 卸売業、こん包業、倉庫業 デザイン業、機械設計業 経営コンサルタント業 エンジニアリング業 自然科学研究所 特定の電気業 商品検査業、計量証明業 研究開発支援検査分析業	特定民間観光関連 施設の設置及び 運営に関する事業
	判定④ 投資規模要件（Q4） 【租特令27の9①②③】	※対象地域内において、上記③の事業の用に供する設備で次のいずれかの規模のもの ①一の 生産等設備 （ガスの製造又は発電にかかる設備を含む。）で、これを構成する減価償却 資産の取得価額の合計額が 1,000万円を超えるもの ②機械・装置及び器具・備品（物流特区は機械・装置のみ）で、一の 生産等設備 を 構成するものの取得価額の合計額が 100万円を超えるもの				一の設備を構成する 機械・装置、 建物・建物附属設備、 構築物の取得価額の 合計額が 1,000万円 を超えるもの
	判定⑤ 対象事業の用に供する 対象資産（Q4）	建物・建物附属設備 機械・装置 器具・備品（電子計算機 デジタル交換設備 デジタルボタン電話設備 ICカード利用設備）	工場用建物、 対象事業用建物・ 建物附属設備 機械・装置	対象事業用建物・ 建物附属設備、構築物 機械・装置、器具・備品 （電子計算機 デジタル交換設備 デジタルボタン電話設備 ICカード利用設備）	工場用建物 対象事業用建物・ 建物附属設備 機械・装置 特定事業用器具・備品 （開発研究用機器 電子計算機等）	特定民間観光関連施設 を構成する建物・ 建物附属設備、構築物 機械・装置
税額控除額	（共通） ・税額控除の限度額： 法人税額の 20% ・繰越税額控除： 4年間 （※）	・機械・装置、器具・備品 の取得価額× 15% ・建物・建物附属設備の 取得価額× 8%	・機械・装置の 取得価額× 15% ・建物・建物附属設備の 取得価額× 8%	・機械・装置、器具・備品 の取得価額× 15% ・建物・建物附属設備 構築物の 取得価額× 8%	・機械・装置、器具・備品 の取得価額× 15% ・建物・建物附属設備の 取得価額× 8%	・機械・装置の 取得価額× 15% ・建物・建物附属設備 構築物の 取得価額× 8%

(※) 国内制度の中で最長となっています。

投資税額控除の計算

【投資税額控除適用の判定】 (租特令27の9②一、二)

(観光地域の場合) 特定の設備の取得価額の合計額 > 1,000万円 ∴ 適用

(経金特区、物流特区、情報地域、産業イノベ地域の場合)

次のいずれかの規模のもの ①一の生産等設備の取得価額の合計額 > 1,000万円 ∴ 適用

②機械・装置及び器具・備品^(*)の取得価額の合計額 > 100万円 ∴ 適用

(*) 物流特区の場合には機械・装置のみ

【税額控除限度額の計算】

①機械・装置、器具・備品 取得価額^(*)×15%

②建物・建物附属設備、構築物 取得価額^(*)×8%

③控除税額 ①+② ————— ①+② — 調整前法人税額^(*)×20% — いずれか低い金額

(*) 取得価額とは… 〈観光地域の場合〉特定設備のうち、対象施設に含まれる部分をいう
 〈圧縮記帳の適用を受けている場合〉圧縮後の金額 (租特通達42の9-2)
 〈一の生産等設備の取得価額の合計額が20億円超の場合〉

$$\text{取得価額} = 20\text{億円} \times \frac{\text{対象資産の取得価額}}{\text{一の生産等設備の取得価額の合計額}}$$

(*) 調整前法人税額とは…法人税確定申告書別表一(一)の「2」の金額

③' 税額控除の繰越

(①+②) > 調整前法人税額×20%の場合

繰越税額控除限度超過額 = (①+②) - 調整前法人税額×20% ⇒ 4年間繰越

☆適用上の注意点

- 事業供用初年度の確定申告が必要
- 複数の税額控除がある場合 (租特法42の13①)
 - ・その事業年度のそれぞれの税額控除額の合計額とする
 - ・ただし、税額控除可能額の合計額が当期の調整前法人税額の90%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は繰越税額控除限度超過額として翌期以後に繰越控除する (別表六(二十七))
- 同一資産について他の租特法上の特別償却や税額控除と重複しての適用不可 (36ページ参照)
- 所有権移転及び所有権移転外ファイナンス・リース資産は税額控除適用可 (Q18参照)

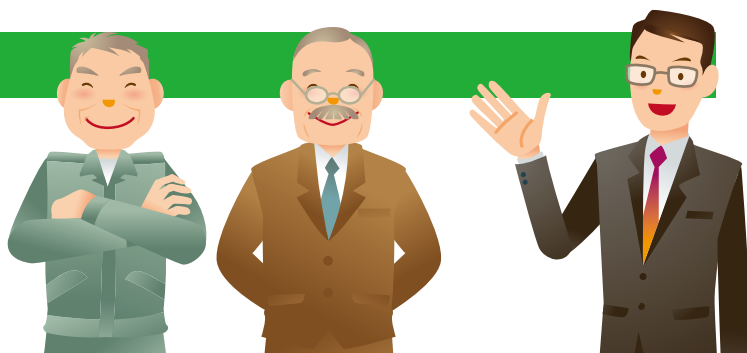


会計処理

○不要

確定申告手続

- 添付: 別表六(十三)
- 記載: 別表一(一)、適用額明細書
(記載区分番号は次ページ参照)



投資税額控除の別表記載例

【前提条件】			
① 法人名	●●システム株式会社	④ 取得日・事業供用日	平成29年8月1日
② インターネット付随サービス業		⑤ 取得価額	600万円
③ 決算	11月30日	⑥ 取得資産	電子計算機(サーバー)
⑦ 対象地区	経金特区	⑧ 調整前法人税額	480万円

沖縄の特定地域において工業用機械等取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	28・12・1 29・11・30	法人名	●●システム株式会社
措法第42条の9第1項の表の各号の該当号	1	第5号	第号	第号	第号
事業種目	2	インターネット付随サービス業			
資産種類	3	器具及び備品			
構造、設備の種類又は区分	4	事務機及び通信機器			
細目	5	電子計算機			
取得年月日	6	平成29・8・1	平		
事業の用に供した年月日	7	平成29・8・1	平		
取得価額又は製作価額	8	6,000,000 円			
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
差引改定取得価額 (8) - (9)	10	6,000,000			

法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額 (10)の合計額	11	6,000,000 円	前期繰越分	差引当期税額基準残額 (15) - (16)	19	0 円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12	0		繰越税額控除限度超過額 (25)の計	20	0
税額控除限度額 (11)-(12)×15/100+(12)×8/100	13	900,000		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額	21	0
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、 別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	14	4,800,000		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7」の⑩)	22	0
当期税額基準額 (14) × 20 / 100	15	960,000		当期繰越税額控除額 (21) - (22)	23	0
当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額	16	900,000		法人税額の特別控除額 (18) + (23)	24	900,000
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7」の⑪)	17	0				
当期税額控除額 (16) - (17)	18	900,000				

翌期繰越税額控除限度超過額の計算			
事業年度又は連結事業年度	前当期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (25) - (26)
平成	25	26	27
平成			
平成			
平成			
計		(21)	
当期分	(13)	900,000	(16) 900,000
合計			0

機械設備等の概要			
工業用機械等に該当することの詳細を記載			

別表六(十三) 平成二十九・四・一以後終了事業年度分

別表一(一)

法人税額 (54)又は(55)	2	4,800,000
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「22」+別表六(七)「18」+別表六(八)「10」+別表六(九)「22」+別表六(十一)「23」+別表六(十二)「28」+別表六(十三)「24」+別表六(十四)「6」+別表六(十五)「19」+別表六(十六)「19」+別表六(十七)「18」+別表六(十八)「18」+別表六(十九)「38」+別表六(二十)「10」+別表六(二十一)「22」+別表六(二十二)「23」+別表六(二十三)「22」+別表六(二十四)「21」+別表六(二十五)「28」+別表六(二十六)「12」)	3	900,000
差引法人税額 (2) - (3)	4	3,900,000
法人税額計算 (4) + (5) + (7) + (9)	10	3,900,000

適用額明細書

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第42条の9 第1項 第5号	00497	900,000

投資税額控除の根拠法令と控除割合、適用額明細書
(当期税額控除額の区分番号)

租税法42の9①(単体法人)	控除割合	区分番号
1号 観光地域		00493
2号 情報地域		00494
3号 産業イノベーション地域	機械・装置、器具・備品 15%	00495
4号 物流特区	建物・建物附属設備、構築物 8%	00496
5号 経金特区		00497

国 税

Q17 設備投資に対する法人税の特別償却の制度について説明してください。



A

特別償却は、会計処理の方法の選択もでき、企業にとって選択肢のある制度です。
投資税額控除とも比較し有利な方法を検討しましょう!

特別償却は、事業者が特区・地域内で設備投資を実施した際に、普通償却に加え、一定の割合を上乗せして償却できる制度です。

特別償却 (租特法45)

特区・地域		経金特区	物流特区	産業イノベ地域	離島地域
適用要件	共通要件	○青色申告法人及び青色申告個人事業者であること ○平成31年3月31日までに新・増設した設備(新品又は中古)であること ○一の生産等設備の取得価額の合計限度額が20億円(離島地域は10億円)			
	判定① 計画認定	不 要	不 要	要	不 要
	判定② 対象地域内で設備投資 (Q2)	名護市	那覇市、浦添市 豊見城市、宜野湾市、糸満市 中城港湾新港地区 (*うるま市と沖縄市の一部)	全市町村	離島地域 (沖縄法3①三)
	判定③ 対象事業 (Q3)	特定経済金融活性化産業 (金融関連産業 情報通信関連産業 観光関連産業 農業・水産養殖業、製造業等)	製造業、こん包業、倉庫業 特定の機械等修理業 特定の無店舗小売業 航空機整備業 道路貨物運送業 卸売業 特定の不動産賃貸業	製造業、道路貨物運送業 卸売業、こん包業、倉庫業 デザイン業、機械設計業 経営コンサルタント業 エンジニアリング業 自然科学研究所 特定の電気業、商品検査業 計量証明業 研究開発支援検査分析業	旅館業
	判定④ 投資規模要件 (Q4) 【租特令28の9②③】	※対象地域内において、上記③の事業の用に供する設備で次のいずれかの規模のもの ①一の生産等設備(ガスの製造又は発電にかかる設備を含む。)で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの ②機械・装置及び器具・備品(物流特区は機械・装置のみ)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの			一の生産等設備の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
特別償却	判定⑤ 対象事業の用に供する 対象資産 (Q4)	建物・建物附属設備 機械・装置 器具・備品(電子計算機 デジタル交換設備 デジタルボタン電話設備 ICカード利用設備)	工場用建物 対象事業用建物・ 建物附属設備 機械・装置	工場用建物 対象事業用建物・ 建物附属設備 機械・装置 特定事業用器具・備品 (開発研究用機器 電子計算機等)	旅館業用建物・ 建物附属設備
	特別償却割合	・機械・装置、器具・備品の 取得価額×50% ・建物・建物附属設備の 取得価額×25%	・機械・装置の 取得価額×50% ・建物・建物附属設備の 取得価額×25%	・機械・装置、器具・備品の 取得価額×34% ・建物・建物附属設備の 取得価額×20%	・建物・建物附属設備の 取得価額×8%

特別償却の計算

【特別償却適用の判定】(租特令28の9②二、三)

(経金特区、物流特区、産業イノベ地域の場合)

- 次のいずれかの規模のもの ①一の生産等設備の取得価額の合計額 > 1,000万円 ∴ 適用
②機械・装置及び器具・備品^(*)の取得価額の合計額 > 100万円 ∴ 適用
(*) 物流特区の場合には機械・装置のみ

(離島地域の場合) 一の生産等設備の取得価額の合計額 > 1,000万円 ∴ 適用

【減価償却費限度額の計算】

①普通償却限度額 — 通常通りの計算

②特別償却限度額

〈経金特区、物流特区の場合〉

機械・装置、器具・備品 — 取得価額^(*) × 50%

建物・建物附属設備 — 取得価額^(*) × 25%

〈産業イノベ地域の場合〉

機械・装置、器具・備品 — 取得価額^(*) × 34%

建物・建物附属設備 — 取得価額^(*) × 20%

〈離島地域の場合〉 建物・建物附属設備 — 取得価額^(*) × 8%

③償却限度額 = ① + ②

④償却超過額 — 損金経理又は剰余金処分減価償却費 - ③

(*) 取得価額とは… 〈圧縮記帳の適用を受けている場合〉(租特通達45-3)

①【判定】をする場合の取得価額は圧縮前の金額

②特別償却限度額計算をする場合の取得価額は圧縮後の金額

〈一の生産等設備の取得価額の合計額が10億円又は20億円超の場合〉

(離島地域) 取得価額 = 10億円 × $\frac{\text{対象資産の取得価額}}{\text{一の生産等設備の取得価額の合計額}}$

(経金特区、物流特区、産業イノベ地域) 取得価額 = 20億円 × $\frac{\text{対象資産の取得価額}}{\text{一の生産等設備の取得価額の合計額}}$

☆適用上の注意点

- 事業供用初年度の確定申告が必要
- 同一資産について他の租特法上の特別償却や税額控除と重複しての適用不可(36ページ参照)
- 所有権移転リース取引は特別償却の適用ができるが、所有権移転外リース取引は適用不可(Q18参照)
- 特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越が認められている(租特法52の2)

会計処理と税務調整

次のいずれかの会計処理方法が選択できます。

(1) 損金経理する場合①

(仕 訳) 減価償却費／資産又は減価償却累計額

(税務調整) 減価償却超過額があった場合(別表四 加算・留保)

(2) 損金経理する場合②

(仕 訳) 特別償却準備金繰入／特別償却準備金

(税務調整) 特別償却準備金積立超過額があった場合(別表四 加算・留保)

(3) 剰余金処分経理する場合

(仕 訳) 繰越利益剰余金／特別償却準備金

(税務調整) ①計上額⇒特別償却準備金認定損(別表四 減算・留保)

②特別償却準備金積立超過額があった場合(別表四 加算・留保)

☆特別償却準備金の積立事業年度の翌年から次の算式により取り崩し益金算入します。

(算式) 特別償却準備金の損金算入額 × $\frac{\text{その事業年度の月数}}{84}$



確定申告手続

○添付: 特別償却の付表(十七) ○記載: 別表十六(一)、十六(二)、適用額明細書(記載区分番号は次ページ参照)

特別償却の別表記載例

【前提条件】

① 法人名	株式会社 ●●豆腐	④ 取得日・事業供用日	平成29年8月1日	⑦ 対象地区	物流特区
② 業種	製造業	⑤ 取得価額	600万円	⑧ 一の生産等設備の取得価額の合計額	700万円
③ 決算	11月30日	⑥ 取得資産	中古豆腐製造ライン	⑨ 償却方法	定率法

沖縄の経済特区・地域で対象設備を取得し、特別償却を適用する場合の別表・付表は以下のようになります。

なお、便宜上普通償却は考慮しておりません。

特定地域における工業用機械等の特別償却の償却
限度額の計算に関する付表

(措法45①、68の27①、旧措法45①、68の27①)

事業年度 又は連結 事業年度		28 29	12 11	1 30	法人名		株式会社 ●●豆腐 ()
特別償却の種類	1	45条第1項 68条の27第1項 旧45条第1項 旧68条の27第1項			表(3)号		表()号
事業の種類	2	製造業					
(機械・装置の耐用年数表の番号) 工業用機械等の種類等	3	(1)			()		()
工業用機械等の名称	4	豆腐製造ライン					
資産の用途	5	工場用					
設置した工場、事業所等の名称	6	那覇工場					
同上の所在地	7	那覇市××					
取得等年月日	8	平 29 . 8 . 1			平 . .		平 . .
事業の用に供した年月日	9	平 29 . 8 . 1			平 . .		平 . .
購入先	10	●●(株)					
取得価額	11	6,000,000 円					円
取得価額の合計額が10億円又は20 億円を超えることによる修正取得価額	12	20億円(10億円)×(11)÷(20)					円
特別償却率	13	50 100			100		100
特別償却限度額 {(11)又は(12)}×(13)	14	3,000,000 円			円		円
償却・準備金方式の区分	15	償却・準備金			償却・準備金		償却・準備金
適用要件 特定地域の指定等年月日	16	昭平 . .			昭平 . .		昭平 . .
特定地域の名称	17	物流特区					
一の生産等設備を構成する減価 償却資産の取得価額の合計額	18	7,000,000 円			円		円
新設又は増設の区分	19	新設・増設			新設・増設		新設・増設
一の生産等設備を構成する工業 用機械等の取得価額の合計額	20	6,000,000 円			円		円
その他参考となる事項	21						

特別償却の付表(十七)
平二十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(二)

当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(33)	34	
特には償 別割よ却 償増る限 却償特度 又却別額	35	45条1項)
特別償却限度額	36	3,000,000 円
前期から繰り越した特別償却不足 額又は合併等特別償却不足額	37	
合計 (34) + (36) + (37)	38	3,000,000
当期償却額	39	3,000,000

適用額明細書

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第45条 第1項 第3号	00530	3,000,000

特別償却の根拠法令と償却割合、適用額明細書区分番号

租税法45(単体法人)	償却割合		区分番号
	建物・建物附属設備	機械・装置、器具・備品	
2号 産業イノベ地域	20/100	34/100	00527
3号 物流拠点	25/100	50/100	00530
4号 経金特区	25/100	50/100	00533
5号 離島地域	8/100	—	00135

具体例

一の生産等設備、対象資産の考え方（物流特区・製造業の場合）

（単位：千円）

設備投資 事業計画	製造業の用に 直接供する資産	取得 価額	①のうち 法人税法上の 圧縮対象資産		①のうち 租特法上の 圧縮対象資産		①のうち 他の特別 償却規定 適用資産の 取得価額
		①	取得価額 ②	圧縮額 ③	取得価額 ④	圧縮額 ⑤	⑥
建物	（工場用）	100,000			50,000	25,000	
建物附属設備	（工場用）	30,000			15,000	5,000	
機械・装置	（食料品加工機械）	10,000	5,000	3,000			3,000
〔うち所有権移転外 ファイナンス・ リース資産①〕	（食料品加工機械）	[2,000]					
車両	（工場内フォークリフト）	5,000					
工具	（加工測定用）	1,000					
器具・備品	（工場用冷蔵庫、コンピュータ）	2,500					
〔うち電子計算機〕		[1,000]					
ソフトウェア	（製造機器ライン管理ソフト）	1,000					
計		149,500	5,000	3,000	65,000	30,000	3,000

税額控除適用の場合		特別償却適用の場合	
一の生産等 設備の 取得価額	控除割合を 乗ずる 対象資産の 取得価額	一の生産等 設備の 取得価額	償却割合を 乗ずる 対象資産の 取得価額
A （①-③-⑤）	a （①-③-④-⑥）	B （①-①'）	b （①-①'-③-④-⑥）
75,000	50,000	100,000	50,000
25,000	15,000	30,000	15,000
7,000	4,000	8,000	2,000
[2,000]	[2,000]	—	—
5,000	—	5,000	—
1,000	—	1,000	—
2,500	—	2,500	—
[1,000]	—	[1,000]	—
—	—	—	—
115,500	69,000	146,500	67,000

重複適用の禁止

沖縄の特区・地域に関する税額控除又は特別償却は、下記の制度と重複適用することはできません。

税 制	名 称	租特法
特別償却又は 税額控除	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42の5
	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42の6
	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42の10
	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42の11
	地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42の11の2
	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42の12の3
	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42の12の4
特別償却	特定設備等の特別償却	43
	耐震基準適合建物等の特別償却	43の2
	被災代替資産等の特別償却	43の3
	関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	44
	共同利用施設の特別償却	44の3
	特定地域における電気通信設備の特別償却	44の5
	医療用機器の特別償却	45の2
割増償却	障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	46
	次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	46の2
	サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	47
	特定都市再生建築物等の割増償却	47の2
	倉庫用建物等の割増償却	48
租特法の 圧縮記帳	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	64①⑧
	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例	64の2⑦⑧
	特定の資産の買換えの場合の課税の特例	65の7①⑨

参考法令等 租特法53、租特通達64(3)-14、65の7(3)-11

国 税

Q18 工業用機械等をファイナンスリースにより取得した場合は税額控除および特別償却は適用できますか？

A

税制上、資産の取得として取扱うリース取引については、税額控除および特別償却を適用できます。ただし、所有権移転外リースについては、特別償却を行うことができません。



リース取引の分類

分 類	経理処理	特区・地域税制の取扱	
		税額控除	特別償却
オペレーティングリース取引(賃貸借取引)	損金経理	×	×
所有権移転ファイナンス・リース取引(売買取引)	減価償却資産として定額法・定率法で減価償却費の計算を行う	●	●
所有権移転外ファイナンス・リース取引(売買取引)	リース期間定額法で減価償却費の計算を行う	●	×

(法64の2、法人税法基本通達7-6の2-1～)

ここが
Point

●税額控除の対象となる資産は、新品の資産(製作もしくは建設の後一度も事業用に使われたことのない資産)だけです。

国 税

Q19 投資税額控除と特別償却の比較を教えてください

A

以下の項目で比較をしています。参考にしてください。



比較項目	細 目	投資税額控除	特別償却
根拠法		租特法42の9	租特法12(個人)、45(法人)
適用対象者		青色申告法人のみ	青色申告(個人、法人)
新品・中古		新品	新品・中古
対象地区	経金特区	○	○
	物流特区	○	○
	情報特区	○	×
	情報地域	○	×
	観光地域	○	×
	産業イノベーション地域	○	○
	離島地域	×	○
リース取引	所有権移転リース取引	○	○
	所有権移転外リース取引	○	×
投資規模判定	圧縮記帳後	○	×
	圧縮記帳前	×	○
計算対象	圧縮記帳後	○	○

Q20-1 所得控除の制度について説明してください。



A 特区における認定企業の所得を設立から10年間、40%控除する制度です。高い控除率や控除期間において、他に類を見ない制度となっています！

所得控除 (租特法60)

特区・地域		経金特区 (租特法60②)	物流特区 (租特法60①)	情報特区 (租特法60①)
適用要件	共通要件	○青色申告法人であること ○平成31年3月31日まで、かつ、その事業年度終了の日までに事業認定(物流特区は特別事業認定)を受けた法人であること(Q15)		
	判定① 対象地域内で設備投資(Q2)	名護市	那覇市、浦添市 豊見城市、宜野湾市、糸満市 中城港湾新港地区 (*うるま市と沖縄市の一部)	浦添市、うるま市、 宜野座村、名護市、那覇市
	判定② 対象事業(Q3)	【特定経済金融活性化産業】 金融関連産業 情報通信関連産業 観光関連産業 農業・水産養殖業、製造業等	【特定国際物流拠点事業】 製造業、こん包業、倉庫業 特定の機械等修理業 特定の無店舗小売業 航空機整備業	【特定情報通信事業】 データセンター(IDC) インターネット・サービス・ プロバイダー(ISP) インターネット・ エクスチェンジ(IX) バックアップセンター セキュリティデータセンター 情報通信機器相互検証事業
所得控除額	【計算公式】	①所得金額仮計 (別表四(25の①)×40% ②特別控除額 ①×従業員割合(*) (*)従業員割合 特区内常時使用従業員数／ 常時使用従業員総数	①所得金額仮計(別表四(25の①)と軽減所得金額(Q20-2)の いずれか少ない金額 ②特別控除額 ①×40%	
確定申告手続		○会計処理不要 ○添付:別表十(一) ○記載:別表四で減算、適用額明細書		

ここが Point

- 常時使用する従業員数は、役員及び役員の特殊関係従業員を除き、事業年度末の人数で計算を行う。(租特令36⑧)
- 法人設立前に「内国法人と実質的に同一であると認められる者」が同じ特区内において同じ事業を行っていた期間の月数は、法人設立後所得控除の適用期間10年間から控除される。「内国法人と実質的に同一であると認められる者」とは、例えば、支店形態で営業開始の後に別法人を設立した場合のその支店や、個人事業者が法人成りした場合のその個人事業者をいう。(租特通達60-1)



所得控除の別表記載例

【前提条件】					
① 法人名	株式会社ABC	④ 決算	9月30日		
② 業種	データセンター業	⑤ 所得金額	1,200万円		
③ 設立	平成28年10月1日	⑥ 情報特区の事業認定を受けた日	平成29年1月31日		

情報通信産業特別地区で事業認定を受け、所得控除を適用する場合の別表は以下のようになります。
なお、便宜上所得金額と軽減対象所得金額を同額としておりますが、軽減対象所得金額の詳細な計算方法については次頁の表をご参照下さい。

③ 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書				事業年度	28 29	・	10 9	・	1 30	法人名	(株)ABC	
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分 第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)	1	第1号 ・ 第2号 ・ 第2項	所得基準額の計算	所得金額仮計 (別表四「25の①」)		5	円 12,000,000				
					軽減対象所得金額		6	12,000,000				
					(5)と(6)のうち少ない金額		7	12,000,000				
					所得基準額 (7) × $\frac{40}{100}$		8	4,800,000				
				設立年月日		2	平28・10・1		特別控除額の計算	(1)は第2号の場合 が第1号又は		特別控除額 (8)
認定法人としての認定を受けた	3	平29・1・31	(1)が第2号の場合 が第1号又は	経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数		10						
				常時使用する従業員の総数		11						
				従業員割合 $\frac{(10)}{(11)}$		12						
事業種目		4	データセンター		特別控除額 (5) × $\frac{40}{100}$ × (12)		13					

別表十(一) 平成二十九・四・一以後終了事業年度分

別表四

寄付金の損金不算入額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	26	
沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「13」)	27	△ 4,800,000

適用額明細書区分番号
租特法60(単体法人)
第1項第1号 情報特区 00208
第1項第2号 物流特区 00425
第2項 経金特区 00544

適用額明細書

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
第60条 第1項 第1号	00208	4,800,000

Q20-2

物流特区と情報特区の 軽減対象所得金額は どのように計算するのですか？



軽減対象所得金額の所定の様式はありません。
例として下記のような表で整理してみましょう。(租特令36⑦)

項 目	根拠条文	所 得	処理方法
該当地区で行う特定事業により生じた所得金額	租特令36③	12,000,000円	
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	租特法59の2①、⑤		(+) or (－)
沖縄の認定法人の所得の特別控除	租特法60①、②		(+)
内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例	租特法66の7③		(－)
特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例	租特令66の9の3③		(－)
法人税額から控除する所得税額の損金不算入	法法40		(－)
法人税額から控除する外国税額の損金不算入	法法41		(－)
青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰り越し	法法57①		(+)
青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し	法法58①		(+)
会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	法法59①～③		(+)
連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益	法法61の11①		(+) or (－)
連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益	法法61の12①		(+) or (－)
完全支配関係がある法人の間の取引の損益	法法61の13①		(+) or (－)
合併及び分割による資産等の時価による譲渡	法法62②		(+) or (－)
現物分配による資産の譲渡	法法62の5②、⑤		(+) or (－)
非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益	法法62の9①		(+) or (－)
当該事業年度において支出した寄附金の全額	租特令36⑦		(－)
(益金) 国庫補助金、保証金、保険金等	租特通達60-1の2		(－)
(益金) 固定資産・有価証券の譲渡益又は評価益			(－)
(営業外収益) 受取配当金、受取利子、固定資産賃貸料			(－)
軽減対象所得金額		12,000,000円	

Q21

沖縄特区・地域税制以外の設備投資に対する他の優遇税制とどのように違いますか？



よく活用される他の優遇税制との比較は次のとおりです。



制度名		中小企業投資促進税制	中小企業経営強化税制	沖縄特区・地域税制
根拠法		租特法42の6①②	租特法42の12の4①②	租特法42の9①、45①
●対象資産	建物	×	×	○
	建物附属設備	×	○(60万円以上)	○
	構築物	×	×	○(一部)
	機械・装置	○(160万円以上)	○(160万円以上)	○
	工具	○(120万円以上)	○(30万円以上)	×
	器具・備品	×	○(30万円以上)	○(一部)
	車両及び運搬具	○	×	×
	船舶	○	×	×
	ソフトウェア	○(70万円以上)	○(70万円以上)	×
●対象事業	製造業	○	○	特区・地域別、事業別対象資産が規定されている
	建設業	○	○	
	その他	農業、林業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業	農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他飲食店業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業、情報通信業、不動産業、物品賃貸業、広告業、旅館業及びホテル業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、社会保険・社会福祉・介護事業	
●新品・中古要件		税額控除・特別償却ともに新品のみ	税額控除・特別償却ともに新品のみ	税額控除(新品のみ) 特別償却(新品・中古)
●税額控除適用		○	○	○
●特別償却適用		○	○	○
●税額控除	税額控除割合	基準取得価額×7% (資本金1億円以下法人)	10%(資本金3千万円以下法人) 7%(資本金3千万円超1億円以下法人)	機械・装置、器具・備品 取得価額×15% 建物・建物附属設備、 構築物取得価額×8%
	税額控除限度	法人税額の20%		
	税額控除繰越年数	1年	1年	4年(国内最長)
●特別償却 特別償却割合		30%	即時償却(100%)	機械・装置、器具・備品(50%、34%) 建物・建物附属設備、 構築物(25%、20%、8%)
●事前認定の有無		無	有(経営力向上計画認定)	無(産業イノベ地域のみ要)

・一の生産等設備
1,000万円超

・機械・装置、
器具・備品の一の
生産等設備100万
円超等の金額基準
あり

選択適用

選択適用

選択適用
一部税額控除のみ

Q22 地方税の課税免除について教えてください。



県税には、事業税と不動産取得税があり、市町村税は固定資産税があります。早めに各自治体窓口でご相談ください。

税 目		経金特区	物流特区	情報特区・地域	観光地域	産業イノベ地域	離島地域	
県 税	共通項目	青色申告	—	●	—	—	●	—
		計画認定	—	—	—	—	●	—
		対象事業	特定経済金融活性化産業 (沖振法55の2②二)	国際物流拠点産業 (沖振法3十一)	情報通信産業、情報通信技術利用事業 (沖振法3六、八)	特定民間観光関連施設に係る事業	製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業 (沖振法3九、十)	旅館業等 (県税課税免除条例8)
		新・増設の規模	1,000万円超の一の設備 (県税課税免除条例7)	1,000万円超の国税特別償却対象設備 ^(*) (県税課税免除条例6)	1,000万円超の一の設備 (県税課税免除条例4)	1,000万円超の特定民間観光関連施設 (総務省令1②)	①1,000万円超の国税特別償却対象設備 ^(*) ②500万円超の機械・装置、器具・備品 (県税課税免除条例5)	1,000万円超の建物・建物附属設備 (県税課税免除条例8)
		対象者	個人事業主、法人					
	事業税	免除税額	新・増設から5ヵ年間で、新・増設に係る課税免除(県税課税免除条例規則3)					
		免除申請	法人事業税課税免除申請書(第3号様式)を、事業税の申告納付期限までに県税事務所等へ提出(県税課税免除条例規則5①)					
	不動産取得税	免除税額	対象施設である家屋およびその敷地の取得に係る不動産取得税額(ただし、敷地は取得後1年以内に当該家屋の建設に着手が必要。)					
		免除申請	不動産取得税課税免除申請書(第4号様式)を、当該不動産を取得した日から60日以内(取得した土地が新たに適用対象となった場合は、家屋の建設に着手した日から60日以内)に、県税事務所等へ提出。(県税課税免除条例規則5①)					
県 税 ・ 市町村税	固定資産税	青色申告	—	●(県のみ)	—	—	●(県のみ)	—
		計画認定	—	—	—	—	●	—
		対象事業	特定経済金融活性化産業	国際物流拠点産業 (※倉庫業は除く)	情報通信産業、情報通信技術利用事業	特定民間観光関連施設に係る事業	製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業 (※倉庫業は除く)	旅館業等
		新・増設の規模	①1,000万円超の一の設備 ②100万円超の機械・装置器具・備品	①1,000万円超の国税特別償却適用設備 ^(*) ②100万円超の機械・装置	①1,000万円超の一の設備 ②100万円超の機械・装置器具・備品	家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円超の設備	①1,000万円超の国税特別償却適用設備 ^(*) ②100万円超の機械・装置器具・備品	1,000万円超の建物・建物附属設備
		対象者	個人事業主、法人					
		免除税額	新・増設から5ヵ年間の、対象施設である家屋および償却資産並びにその敷地に係る固定資産税(ただし、敷地は取得後1年以内に当該家屋・構築物の建設に着手が必要。)					
		免除申請	各免除制度に係る固定資産税の課税免除申請書を、受けようとする年度の初日の属する年の3月31日まで(那覇市の場合)に提出。(その他の市町村の期日は確認すること)					

(注1) 事業所税(那覇市)については、前出の各制度のQ&Aにて内容をご確認ください。

(注2) 固定資産税は、実際に設備投資をする市町村の条例をご確認ください。

(*) 租特法42の9(税額控除)又は租特法45(特別償却)の対象となる資産であって、必ずしも同法を適用した申告をしていなくても課税免除の対象となります。

※事業税・不動産取得税の添付書類は次ページの通りです。

地方税課税免除申請添付必要書類一覧(法人の場合)

必要書類名	県 税			市町村税(那覇市の場合)	
	事業税		不動産取得税	固定資産税	
	新 規	継 続	新 規	新 規	継 続
【申請書類等】					
法人事業税課税免除申請書(第3号様式)	●	●			
不動産取得税課税免除申請書(第4号様式)			●		
固定資産税課税免除申請書				●	●
【添付書類】					
《会社概要》					
産業高度化・事業革新措置実施計画認定通知書 (産業イノベ地域課税免除を受ける事業所のみ)	●	—	●	●	—
旅館業許可証			●		
決算報告書(直近分)				●	●
定款(継続: 変更等があった場合)				●	▲
会社謄本(法人の登記事項証明書)			●		
会社概要パンフレット等				●	—
事業所全体の平面見取図				●	—
賃貸借契約書又は使用許可証(賃貸工場等の場合)			●	●	—
法人税申告書別表1(1)(新設法人の場合青色承認申請書)	●	●	●	●	●
法人税別表6(13)、特別償却の付表	●	●	●		
従業者名簿及び従業者配置図	●	●			
既存設備取り替え又は更新の場合は設備仕様書等	●	●			
《土地》					
土地売買契約書及び領収証			●	●	—
土地の登記簿謄本(登記事項証明書)			●	●	—
家屋建設着手届出等(着工年月日の証明できるもの)				●	—
施設又は設備の配置図			●		
《家屋》					
建築確認通知書及び検査済証				●	—
建築請負契約書及び領収証			●	●	—
家屋の登記簿謄本(登記事項証明書)			●	●	—
対象資産の写真・平面図等			●	●	—
《償却資産》					
法人税申告書別表16(1)(2)				●	●
機械等の写真及び説明				●	—
機械等の配置図				●	—
提出期限(原則)	法人税事業税申告期限		取得した日から60日以内 (窓口確認要)	3月31日(*)	
提出先(窓口)	主たる事務所・事業所管轄 県税事務所		不動産所在地管轄 県税事務所	那覇市資産税課	

(*) 各市町村によって期限が異なる場合がありますので事前にお問い合わせください。

県税の課税免除等の特例に関する条例(平成29年3月31日)

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 知事は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号。以下「省令」という。)第1条第2項に規定する対象施設(以下「特定民間観光関連施設」という。)を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1)事業税 特定民間観光関連施設を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は当該施設を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該特定民間観光関連施設に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
- (2)不動産取得税 特定民間観光関連施設である家屋及びその敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの
- (3)固定資産税 大規模償却資産のうち特定民間観光関連施設であるもの(提出日以後において取得したものに限る。)に対して、その取得の日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降5箇年度において課するもの

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 知事は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。)又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1)事業税 情報通信産業振興地域対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該情報通信産業振興地域対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
- (2)不動産取得税 情報通信産業振興地域対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの
- (3)固定資産税 大規模償却資産のうち次に掲げるいずれかの設備であるもの(提出日以後において取得したものに限る。)に対して、その取得の日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降5箇年度において課するもの
 - ア 情報通信産業振興地域対象設備
 - イ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(参考) 那覇市 固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例(平成26年7月1日)

(観光地形成促進地域における課税免除)

第3条 市長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、沖縄振興特別措置法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成14年総務省令第42号)第1条第2項に規定する対象施設(以下この条において「対象施設」という。)を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(情報通信産業振興地域における課税免除)

第4条 市長は、情報通信産業振興地域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

- (1)沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産(所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計が1,000万円を超えるもの
- (2)機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価格の合計額が100万円を超えるもの

地方税法 附則(平成29年3月31日)

(事業所税の課税標準の特例)

第三十三条 沖縄振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域において設置される同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設(政令で定めるものに限る。)に係る事業所等(第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。)のうち平成三十一年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該特定民間観光関連施設に係る事業所等(当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。以下この項において同じ。)から当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

2 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係る事業所等のうち平成三十一年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

地方税法施行令 附則(平成29年3月31日)

(法附則第三十三条第一項の特定民間観光関連施設等)

第十六条の二の八 法附則第三十三条第一項に規定する特定民間観光関連施設で政令で定めるものは、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設で総務省令で定めるもの(以下この項において「対象施設」という。)の用に供する家屋又は構築物(当該対象施設に含まれる部分に限るものとし、当該対象施設の用に供する事務所、宿舍その他その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのあるもので総務省令で定めるものを除く。第一号において同じ。)で次に掲げる要件に該当するものをその用に供する施設とする。

- 一 当該家屋又は構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が一億円を超えるものであること。
- 二 当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積(機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積(以下この号において「共用部分の床面積」という。)を除く。)のうちに当該対象施設に含まれる部分の床面積(共用部分の床面積を除く。)の占める割合が二分の一以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産(所得税法施行令第六条第二号又は法人税法施行令第十三条第二号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。)の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が二分の一以上のものであること。

2 法附則第三十三条第二項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

- 一 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が千万円以上であること。
- 二 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であること。

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 知事は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が500万円(固定資産税については、100万円)を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者(沖振法第35条の3第4項の規定による認定を受けた者に限る。)に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1)事業税 次に掲げるいずれかの設備(以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。)を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該次に掲げるいずれかの設備(以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。)に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
ア 租税特別措置法第12条第1項の表の第2号又は第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
イ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が500万円を超えるもの
- (2)不動産取得税 認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備である家屋及びその敷地である土地の取得の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該次に掲げるいずれかの設備(以下「認定産業高度化・事業革新措置実施計画特別償却適用設備」という。)に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
- (3)固定資産税 大規模償却資産のうち次に掲げるいずれかの設備(倉庫業の用に供するものを除く。)であるもの(提出日以後において取得したものに限る。)に対して、その取得の日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降5箇年度において課するもの
ア 第1号アに掲げるもの
イ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 知事は、国際物流拠点産業集積地域の区域内において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成31年3月31日までの期間に、国際物流拠点産業の用に供する租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの(以下「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」という。)又は機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1)事業税 国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
- (2)不動産取得税 国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備である家屋及びその敷地である土地の取得(提出日以後の取得に限る。)かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの
- (3)固定資産税 大規模償却資産のうち次に掲げるいずれかの設備(倉庫業の用に供するものを除く。)であるもの(提出日以後において取得したものに限る。)に対して、その取得の日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年)の4月1日の属する年度以降5箇年度において課するもの
ア 国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備
イ 機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 市長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けたものについて、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

- (1)租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第2号又は同法第45条第1項の表の第2号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
- (2)機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

(国際物流拠点産業集積地域における課税免除)

第6条 市長は、国際物流拠点産業集積地域において、沖振法第41条第5項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日(以下この条において「提出日」という。)から平成29年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備(倉庫業の用に供するものを除く。)である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

- (1)租税特別措置法第12条第1項の表の第3号又は同法第45条第1項の表の第3号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの
- (2)機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

3 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係る事業所等のうち平成三十一年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

4 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設(政令で定めるものに限る。)に係る事業所等のうち平成三十一年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

3 法附則第三十三条第三項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

- 一 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が千万円以上であること。
- 二 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であること。

4 法附則第三十三条第四項に規定する政令で定める施設は、次に掲げる要件を満たす施設とする。

- 一 当該施設に設置される機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額が千万円以上であること。
- 二 当該施設に係る建物及びその附属設備の取得価額の合計額が一億円以上であること。

県税の課税免除等の特例に関する条例（平成29年3月31日）

（経済金融活性化特別地区における課税免除）

第7条 知事は、経済金融活性化特別地区の区域内において、経済金融活性化特別地区の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成31年3月31日までの間に、沖振法第55条の2第2項第2号に規定する特定経済金融活性化産業に係る事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「経済金融活性化特別地区対象設備」という。）又は機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1) 事業税 経済金融活性化特別地区対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該経済金融活性化特別地区対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
- (2) 不動産取得税 経済金融活性化特別地区対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（指定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの
- (3) 固定資産税 大規模償却資産のうち次に掲げるいずれかの設備であるもの（指定日以後において取得したものに限る。）に対して、その取得の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降5箇年度において課するもの
ア 経済金融活性化特別地区対象設備
イ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるもの

（離島の地域における課税免除）

第8条 知事は、離島の地域内において、離島として定められた日から平成31年3月31日までの間に、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第3条第2項に規定する基準を満たすものに限る。）及びその附属設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「離島地域対象設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1) 事業税 離島地域対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該離島地域対象設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
- (2) 不動産取得税 離島地域対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（離島として定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成29年3月31日）

（法第九条に規定する総務省令で定める場合）

第一条 沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 法第六条第五項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、次項に規定する施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象施設設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象施設を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
 - 二 不動産取得税 対象施設設置者について、当該対象施設である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
 - 三 固定資産税 対象施設設置者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限る、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
- 2 対象施設は、第一号に掲げる要件に該当する施設で、第二号に定めるものとする。
- 一 対象施設の要件

- イ 当該対象施設の用に供する家屋又は構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、駐車施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）を構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十四年政令第百九十六号）第六条第一号及び第二号又は法人税法施行令（昭和四十四年政令第百九十七号）第十三条第一号及び第二号に掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるものであること。
 - ロ 会員その他の当該対象施設を一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業若しくは同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設以外のものであること。
- 二 対象施設
- イ スポーツ又はレクリエーション施設 次に定める施設
 - (1) 庭球場
 - (2) 水泳場
 - (3) スケート場
 - (4) トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）
 - (5) ゴルフ場
 - (6) 遊園地（メリーゴーランド、遊戯用電車その他の遊戯施設を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。）
 - (7) 野営場（野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施設で、管理施設、炊事施設、汚水処理施設、便所その他利便施設を備えたものをいう。）
 - (8) 野外アスレチック場（専らスポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた構築物が自然の地形等を利用して野外に連続的に配置された施設で、管理施設、休憩所その他利便施設を備えたものをいう。）
 - (9) マリーナ（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶に係留する係留施設及びこれらの船舶の利便に供する港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号の二又は第九号の三から第十号の二までに掲げる施設（陸上船舶保管施設、係留施設その他の施設で船舶を長期に保管する者が専ら利用するものを除くものとし、同項第

四号に掲げる施設にあっては駐車場に限るものとし、同項第九号の三に掲げる施設にあっては緑地、広場、植栽及び休憩所に限るものとし、同項第十号に掲げる施設にあっては専ら乗組員が利用するものに限るものとする。）により構成される施設をいう。）

- (10) ダイビング施設（海洋でダイビングを行う者の利便の向上のために設置される施設で、器材展示販売室及び講習室（実習用プールを含む。）を備えたものをいう。）
- (11) ボーリング場
- ロ 教養文化施設 次に定める施設
 - (1) 劇場（観客を収容し、劇、音楽、映画等を鑑賞させる施設をいう。）
 - (2) 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する施設をいう。）
 - (3) 美術館
 - (4) 動物園
 - (5) 植物園
 - (6) 水族館
 - (7) 文化紹介体験施設
- ハ 休養施設 次に定める施設
 - (1) 展望施設（高台等の地形を利用し、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設をいう。）
 - (2) 温泉保養施設（温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室（医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。以下この号において同じ。）及び休憩室を備えたものをいう。）
 - (3) 海洋療養施設（海水、海藻、海泥その他の海洋資源若しくは海洋性気候その他の海洋環境の有する医学的な治療効果、健康増進効果、美容・瘦身効果等を利用した病気の治療、保養、健康増進等又はこれらに関する人材の育成若しくは研究開発を行うための施設で、浴槽、プール、シャワー施設、サウナ施設、マッサージ施設、トレーニングルーム（室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。以下この号において同じ。）、診療施設、研修施設又は研究施設を備えたものをいう。）
 - (4) 国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域限定通訳案内士又は沖縄特別通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であって、外国人観光客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。）で、浴場又はプール、有酸素運動施設（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。）又はトレーニングルーム及び健康相談室を備えたものをいう。）
- ニ 集会施設 次に定める施設
 - (1) 会議場施設
 - (2) 研修施設
 - (3) 展示施設
- ホ 販売施設 法第八条第一項の規定により沖縄県知事が指定する販売施設のうち、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第七条第一号に規定する小売施設及び飲食施設

（法第三十二条に規定する総務省令で定める場合）

第二条 法第三十二条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 事業税 法第二十八条第五項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、法第三条第六号に規定する情報通信産業（以下「情報通信産業」という。）又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業（以下「情報通信技術利用事業」という。）の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三 固定資産税 提出日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該設備である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

- イ 対象設備
- ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第三十七条に規定する総務省令で定める場合）

第三条 法第三十七条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第三十五条第四項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

- イ 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第二号若しくは第四十五条第一項の表の第二号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの
- ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

二 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三 固定資産税 提出日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

- イ 第一号にに掲げるもの
- ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第四十九条に規定する総務省令で定める場合）

第四条 法第四十九条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第四十一条第五項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、租税特別措置法第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三 固定資産税 提出日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

- イ 特別償却設備
- ロ 機械及び装置で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第五十八条に規定する総務省令で定める場合）

第五条 法第五十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 法第五十五条第一項の規定による経済金融活性化特別地区の指定の日（以下この条において「指定日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、法第五十五条の第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業（以下「特定経済金融活性化産業」という。）の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及びその敷地であ

る土地の取得（指定日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三 固定資産税 指定日から平成三十一年三月三十一日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（指定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

- イ 対象設備
- ロ 機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が百万円を超えるもの

（法第九十四条に規定する総務省令で定める場合）

第六条 法第九十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

イ 法第三条第三号の規定により離島として定められた日から平成三十一年三月三十一日までの間に、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供するホテル用、旅館用又は簡易宿所用の建物（その構造及び設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準を満たすものに限る。）及びその付属設備であって、取得価額の合計額が千万円を超えるもの（以下この条において「対象設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「対象設備設置者」という。）について、沖縄県が、当該対象設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（沖縄県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税

ロ 畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の三分の一を超え、かつ、二分の一以下であるものについて、法第三条第三号の規定により離島として定められた日の属する年以後の各年のその者の所得金額に対して課する事業税

二 不動産取得税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及びその敷地である土地の取得（法第三条第三号の規定により離島として定められた日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三 固定資産税 対象設備設置者について、当該対象設備である家屋及び当該家屋の敷地である土地（法第三条第三号の規定により離島として定められた日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（第一条第一項第一号の当該対象施設に係る所得金額等の計算方法等）

第七条 第一条第一項第一号の当該対象施設に係るものとして計算した額、第二条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額、第三条第一項第一号の当該設備に係るものとして計算した額、第四条第一号の当該設備に係るものとして計算した額、第五条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額及び前条第一号の当該対象設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額とする。

一 その行う主たる事業が電気供給業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下この項において同じ。）、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

沖縄県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額（電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。）×（当該新設し、又は増設した施設又は設備に係る固定資産の価額のうち第1条第2項の対象施設、第3条第1号及び第4条第1号の特別償却設備並びに情報通信産業用、情報通信技術利用事業用、特定経済金融活性化産業用及び旅館業用の設備（以下この条において「対象施設等」という。）に係る固定資産の価額／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあつては当該固定資産の価額のうち対象施設等に係る固定資産の価額））÷沖縄県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る収入金額のうち電気供給業に係る収入金額×（当該新設し、又は増設した施設又は設備に係る固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額）

二 前号以外の場合

沖縄県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該事業年に係る所得又は収入金額（電気供給業及びガス供給業に係るものを除く。）×（当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の従業者の数）÷沖縄県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該事業年に係る収入金額のうち電気供給業に係る収入金額×（当該新設し、又は増設した施設又は設備に係る固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額／当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が沖縄県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額のうち電気供給業用の設備に係る固定資産の価額）

2 鉄道事業又は軌道事業（以下この条において「鉄軌道事業」という。）とこれらの事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄軌道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を適用する。

3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四第十八項第四号第六項まで、第十一項及び第十二項並びに第七十二条の五第四十二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

沖縄振興特別措置法

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(一号、二号略)

三 離島 沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。

七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。

八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。

九 製造業等 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。

十 産業高度化・事業革新促進事業 産業高度化（事業者の製品若しくは役務の開発力、生産若しくは役務の提供に関する技術又は経営の能率が向上することをいう。以下同じ。）又は事業革新（沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品又は当該鉱工業品の生産に係る技術の活用により新たな事業を創出し、又は新たな需要を相当程度開拓することをいう。以下同じ。）に特に寄与すると認められる業種として政令で定めるものに属する事業をいう。

十一 国際物流拠点産業 国際物流拠点（国際的な貨物流通の拠点として機能する港湾又は空港をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の流通に係る事業、当該事業の用に供される施設の設置又は運営を行う事業その他の国際物流拠点を中核とした集積が形成され、かつ、当該集積の形成が貿易の振興に寄与すると見込まれる事業であって政令で定めるものをいう。

十二 特定国際物流拠点事業 国際物流拠点産業に属する事業のうち、国際物流拠点を中核とした集積の形成が特に見込まれるものとして政令で定めるものをいう。

(課税の特例)

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設（スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設（小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。）であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。）を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(2項略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九条 地方税法 第六条 の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法 第十四条 の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後に行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2 沖縄県知事は、前項の認定を受けた法人が同項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 沖縄県知事は、第一項の認定をしたとき、又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

(課税の特例)

第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法 で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法 で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十二条 第九条の規定は、地方税法 第六条 の規定により、地方公共団体が、提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等)

第三十五条の三 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業を営む者は、産業高度化・事業革新措置（製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置をいう。以下この条及び次条において同じ。）の実施に関する計画（以下この条において「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができる。

2 産業高度化・事業革新措置実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 産業高度化・事業革新措置により達成しようとする目標

二 産業高度化・事業革新措置の内容及び実施期間

三 産業高度化・事業革新措置の実施体制

四 産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 産業高度化・事業革新措置実施計画には、登記事項証明書、貸借対照表その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(4項～7項略)

(課税の特例)

第三十六条 提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法 で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第三十七条 第九条の規定は、地方税法 第六条 の規定により、地方公共団体が、提出産業高度化・事業革新促進計画に定められた産業高度化・事業革新促進地域の区域内において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した認定事業者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

(国際物流拠点産業集積地域における事業の認定)

第四十三条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において次に掲げる事業を行う者であって政令で定める要件に該当する者は、当該事業をこれらの区域内で行うことが適当である旨の主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 外国貨物を取り扱う事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される政令で定める一群の施設の設置又は運営を行う事業
- 二 前号に掲げる事業以外の事業
(2項～4項略)
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において前条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた法人で当該区域内において設立され、当該区域内において特定国際物流拠点事業を営むものは、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。
(2項、3項略)

4 第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（手数料の軽減）

第四十六条 税関長は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により総合保税地域の許可を受けた者及び同条第三項の規定により保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可を受けた者が関税法第百条の規定により納付すべき当該許可の手数料（第四十三条第一項の認定（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者がした同法第五十条第一項又は第六十一条の五第一項の規定による届出により同法第五十条第二項又は第六十一条の五第二項の規定により同法第四十二条第一項又は第五十六条第一項の許可を受けたものとみなされる場所で、当該認定に係る事業の用に供する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内にある土地又は施設に係るもの）の手数料を含む。）を軽減することができる。

（課税の特例）

第四十八条 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 第四十四条第一項の認定を受けた法人の特定国際物流拠点事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

沖縄振興特別措置法施行令

（インターネット付随サービス業）

第一条の二 法第三条第六号の政令で定める事業活動は、ポータルサイト・サーバ運営業（情報通信業に属する事業のうち、インターネットの利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除く。）をいう。）、アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ（情報通信業に属する事業のうち、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用に関する法律 第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の提供又は顧客のために情報の処理を行う役務の提供をインターネットを利用して行うもの（通信業及び情報サービス業に属するものを除く。）をいう。）及びインターネット利用サポート業（電子署名及び認証業務に関する法律 第二条第二項に規定する認証業務その他のインターネットの円滑な利用を支援する役務の提供を行う事業をいう。）に係る事業活動とする。

（特定情報通信事業）

第二条 法第三条第七号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業（これらの事業と一体的に行う事業であって、顧客のためにデータベースの作成若しくは管理その他の情報処理を行う事業又は顧客が行う情報処理に対する支援を行う事業を含む。）
- 二 電気通信事業（電気通信事業法 第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。次号において同じ。）のうち、インターネット接続サービスを行うもの
- 三 電気通信事業のうち、電気通信設備（電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を介して、前号の事業を行う者の電気通信設備を相互に接続するもの
- 四 移動端末設備（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。）その他の電気通信設備に係るプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）の開発を行う企業等からの委託を受けて、当該プログラムがその実行により当該電気通信設備と他の電気通信設備とを接続する機能その他の予定する機能を発揮できるかどうかについての技術的な検証を行うことにより、当該企業等の行う当該プログラムの効率的な開発を支援する事業
- 五 自己の電子計算機において顧客の情報を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該顧客の電子計算機に保管された情報が滅失又は毀損した場

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第四十九条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内において国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

（経済金融活性化特別地区における事業の認定）

第五十六条 経済金融活性化特別地区の区域内において設立され、当該区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。
(2項3項略)

4 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

（課税の特例）

第五十七条 経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその附属設備を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 前条第一項の認定を受けた法人の認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第五十八条 第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、経済金融活性化特別地区の区域内において認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、自己の電子計算機に保管された当該顧客の情報を当該顧客に提供する事業

- 六 入場及び出場が主務省令で定める方法により管理される場所に設置される電子計算機であって、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律 第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置その他の顧客の情報の漏えいを防止するために必要な措置が講じられているものにおいて顧客の情報の保管を行う事業

（情報通信技術利用事業）

第三条 法第三条第八号の政令で定める事業は、次に掲げる業務に係る事業とする。

- 一 電話その他の情報通信の技術を利用する方法により行う業務であって次に掲げるもの
 - イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務
 - ロ 新商品の開発、販売計画の作成その他の業務の実施に必要な基礎資料を得るためにする市場調査その他の調査の業務
 - ハ 顧客の従業員の勤務の状況の記録、顧客の従業員の給与の計算及び記録、顧客の会計帳簿の作成その他のこれらに類する定型的な業務であって、複数の顧客からの委託を受けて行うもの
- 二 前号の業務に付随して行う業務であって、当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務

（産業高度化・事業革新促進事業）

第四条 法第三条第十号に定める業種は、次のとおりとする。

- 一 機械修理業
- 二 デザイン業
- 三 機械設計業
- 四 経営コンサルタント業
- 五 エンジニアリング業
- 六 非破壊検査業
- 七 自然科学研究所

- 八 電気業（沖縄の事業者の製品の開発力の向上若しくは生産に関する技術の向上又は沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品に由来するエネルギー源の利用の促進に寄与するものとして主務省令で定める施設又は設備を法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域の区域内において設置して行うものに限る。）
- 九 商品検査業
- 十 計量証明業
- 十一 研究開発支援検査分析業

（国際物流拠点産業）

第四条の二 法第三条第十一号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 道路貨物運送業
- 二 倉庫業
- 三 こん包業
- 四 卸売業
- 五 無店舗小売業（訪問販売小売業及び自動販売機による小売業を除き、国際物流拠点（法第三条第十一号に規定する国際物流拠点をいう。以下同じ。）において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものに限る。）
- 六 機械等修理業（国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものに限る。）
- 七 不動産賃貸業（その集積の形成が貿易の振興に寄与するものとして主務省令で定める規模、構造及び設備を有する倉庫を賃貸するものに限る。）
- 八 製造業
- 九 航空機整備業

（特定国際物流拠点事業）

第五条 法第三条第十二号の政令で定める事業は、前条第二号、第三号、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事業とする。

（観光地形成促進地域の要件）

- 第六条 法第六条第二項第二号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 優れた自然の風景地、文化財その他の観光資源を有する地域であること。
- 二 自然的社会的条件からみて一体として法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設（以下この条において単に「観光関連施設」という。）の整備を図ることが相当と認められる地域であること。
- 三 観光関連施設の用に供する土地の確保が容易であること。
- 四 観光関連施設の整備が確実と見込まれる地域であること。

（販売施設の要件等）

第七条 法第八条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下この条において「小売施設」という。）、飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設（以下この条において「飲食施設」という。）及びイからホまでに掲げる施設のうちのいずれかの施設（第四号及び次条第一号において「附帯施設」という。）が一体的に設置される施設であること。
- イ スポーツ又はレクリエーション施設
- ロ 教養文化施設
- ハ 休養施設
- ニ 集会施設
- ホ 観光に関する情報を提供する施設
- 二 一の事業者が小売施設及び飲食施設の設置をすること。
- 三 小売施設及び飲食施設の床面積の合計が、おおむね三千平方メートル以上であること。
- 四 附帯施設の床面積の合計が小売施設及び飲食施設の床面積の合計のおおむね四分の一以上であること。

（情報通信産業振興地域の要件）

第九条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 経済的社会的条件からみて一体として情報通信産業の立地を促進することが相当と認められる地域であること。
- 二 その地域又はその地域の周辺の地域における人口及び産業の集積の状況からみて、これらの地域において情報通信産業に属する事業を行う事業者が供給する製品又は役務に対する相当程度の需要が見込まれること。
- 三 その地域又はその地域の周辺の地域に、情報通信産業に属する事業の業務に必要な知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設、研究施設又は情報通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための施設（次条において「研究施設等」という。）が存在すること。

（情報通信産業特別地区の要件）

- 第十条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 その地区又はその地区の周辺の地域に、研究施設等が相当数存在すること。
- 二 高度な情報通信基盤が整備されていること。

- 三 その地区に特定情報通信事業が立地することが、沖縄における情報通信産業の集積を促進するため効果的であると認められ、かつ、特定情報通信事業が提供する役務に係る需要の動向に照らして適当なものであると認められること。

（事業認定の要件等）

第十一条 法第三十条第一項の政令で定める数は、五人とする。

2 法第三十条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。
- 二 提出情報通信産業振興計画（法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画をいう。以下この項において同じ。）に定められた情報通信産業特別地区（法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下この項において同じ。）の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営むものであること。
- 三 当該法人の事業所であって提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。
- イ 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
- ロ 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
- ハ 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
- ニ 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
- ホ 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
- ヘ 当該法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務
- ト イからへまでに掲げる業務に付随して行う業務
- 四 当該法人の事業所であって提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は三人のいずれか多い数以下であること。

第十二条 法第三十条第一項の認定（次項及び第三項において「事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

- 2 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。
- 3 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったとき又は前条第二項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、主務省令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

（外国貨物を取り扱う事業の用に供される一群の施設）

第十五条 法第四十三条第一項第一号の政令で定める一群の施設は、貿易に関連する一群の施設であって、第一号に掲げる施設から構成されるもの（これと一体的に設置される第二号イ、ロ又はハに掲げる施設を含む。）とする。

- 一 次に掲げる行為に係る事業を行うために設置される施設
- イ 外国貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置又は内容の点検若しくは改装、仕分その他の手入れ
- ロ 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造（混合を含む。）
- ハ 外国貨物の展示又はこれに関連する使用（これらの行為のうち関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第五十一条の十に規定するものに限る。）
- 二 次に掲げる施設
- イ 前号に規定する事業を支援する事業の事業場として利用するための施設
- ロ 貿易の促進に寄与する新商品（部品を含む。）の開発又は輸入された貨物の流通の円滑化に資する技術に関する研究開発のための施設
- ハ 貿易に係る業務の研修施設その他の共同利用施設

（国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定を受けることができる者の要件等）

- 第十六条 法第四十三条第一項（同項第一号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定を受けることができる者は、関税法施行令第五十一条の十一に定める要件を満たす法人であって、提出国際物流拠点産業集積計画（法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。）に定められた国際物流拠点産業集積地域（法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。）の区域内においてその所有し、又は管理する一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設の全部又は一部について関税法第六十二条の八第一項に規定する総合保税地域の許可（以下単に「総合保税地域の許可」という。）を受けて前条に規定する施設の設置又は運営に係る事業を行おうとするもので、同法第六十二条の八第二項第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものとする。
- 2 法第四十三条第一項（同項第二号に掲げる事業に係るものに限る。）の認定

を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の土地又は建設物その他の施設（以下「施設等」という。）の全部又は一部について関税法第四十二条第一項、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税蔵置場、保税工場又は保税展示場の許可（以下「保税蔵置場等の許可」という。）を受けて事業を行おうとする者（同法第四十三条第一号 から第八号 まで（同法第六十一条の四 及び第六十二条の七 において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものを除き、施設等の全部又は一部について同法第五十条第一項 又は第六十一条の五第一項 の規定による届出をして事業を行おうとするものを含む。）
 - 二 法第四十三条第一項 の認定（同項第一号 に掲げる事業に係るものに限る。）を受けた者が所有し、又は管理する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内の施設等（総合保税地域の許可に係るものに限る。）において事業を行おうとする者（関税法第四十三条第一号 から第七号 までに掲げる場合に該当するものを除く。）で、その資力その他の事情を勘案して同法第六十二条の八第一項 に規定する総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められるもの
- 第十七条** 法第四十三条第一項 の認定（以下この節において「事業認定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（特別事業認定の要件等）

- 第二十一条** 法第四十四条第一項 の政令で定める数は、十五人とする。
- 2** 法第四十四条第一項 の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。
 - 二 提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。
 - 三 第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。
 - 四 第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。
 - 五 当該法人の事業所であって提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。
 - イ 第四条の二第二号、第三号、第六号及び第九号に掲げる事業 次に掲げる業務
 - (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
 - (2) 当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務
 - (3) 当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
 - (4) 当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
 - (5) 当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務
 - (6) (1) から (5) までに掲げる業務に付随する業務
 - ロ 第四条の二第五号に掲げる事業 次に掲げる業務
 - (1) 当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務
 - (2) 当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務
 - (3) 当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務
 - (4) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務
 - (5) 当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
 - (6) (1) から (5) までに掲げる業務に付随する業務
 - ハ 第四条の二第八号に掲げる事業 次に掲げる業務

租税特別措置法

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）
 第四十二条の九 青色申告書を提出する法人が、平成十四年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設若しくは増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「工業用機械等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は工業用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該地区内において当該法人の当該事業の用に供したとき（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあっては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項 に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年

- (1) 当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務
 - (2) 当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務
 - (3) 当該法人が製造する製品の販売を行う業務
 - (4) 当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務
 - (5) 当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務
 - (6) (1) から (5) までに掲げる業務に付随する業務
- 六 当該法人の事業所であって提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は五人のいずれか多い数以下であること。

第二十二條 法第四十四条第一項 の認定（以下「特別事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名及び本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地その他の主務省令で定める事項を記載した申請書並びに主務省令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

- 2** 特別事業認定を受けた法人は、当該特別事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。
- (3項略)

（事業認定の要件等）

- 第二十六条** 法第五十六条第一項 の政令で定める数は、五人とする。
- 2** 法第五十六条第一項 の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。
- 一 事業計画が適切であると認められること。
 - 二 業務の運営が適正に行われることが確実と認められること。
 - 三 役員のうちに金融関係法令その他の内閣府令で定める法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者がいないこと。
 - 四 当該法人が合併により設立された法人である場合その他の内閣府令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から内閣府令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。
 - 五 経済金融活性化特別地区の区域内においては、主として認定経済金融活性化計画（法第五十五条の三第一項 に規定する認定経済金融活性化計画をいう。第七号及び次条第一項において同じ。）に定められた特定経済金融活性化産業（法第五十五条の二第二項第二号 に規定する特定経済金融活性化産業をいう。第七号及び次条第一項において同じ。）に属する事業を営むものであること。
 - 六 経済金融活性化特別地区の区域（その周辺の地域を含む。）の就業人口の増加に寄与することが見込まれるものとして内閣府令で定める要件に該当するものであること。
 - 七 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業以外の事業を主たる事業として営まないものであること。
 - 八 その事業を実施する企業の立地を促進する必要性が乏しいものとして内閣府令で定める事業を行わないものであること。

第二十七条 法第五十六条第一項 の認定（次項及び第三項において「事業認定」という。）を受けようとする法人は、法人の名称、代表者の氏名、本店又は主たる事務所その他の事業所の所在地及び認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業に係る施設の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書並びに内閣府令で定める添付書類を沖縄県知事に提出しなければならない。

- 2** 事業認定を受けた法人は、当該事業認定に係る事業を開始し、又は休止し、若しくは廃止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。
- 3** 事業認定を受けた法人は、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき、その常時使用する従業員の数が五人に満たなくなったとき又は前条第二項第三号若しくは第五号から第八号までに規定する要件のいずれかに該当しなくなったときは、内閣府令で定めるところにより、速やかにその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び第六項において「供用年度」という。）の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第三項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が二十億円を超える場合には、二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額（以下この項及び第三項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

地 区	事 業	資 産	割 合
一 沖縄振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域として定められている地区	同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	当該特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）
二 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域として定められている地区	電気通信業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）、政令で定める建物及びその附属設備並びに政令で定める構築物	百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）
三 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究の用に供されるものその他の政令で定めるものに限る。）並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）
四 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域として定められている地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）
五 沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区	同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）

- 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した工業用機械等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する調整前法人税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。
- 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号 に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第六十八条の十三第一項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第一項の規定（連結税額控除限度額については、同条第一項の規定）による控除をしななお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において調整前法人税額から控除された金額（既に同条第二項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。
- (4項略)
- 第一項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる工業用機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる工業用機械等の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された工業用機械等の取得価額を限度とする。
- 第二項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号 に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第三項に規定する連結税額控除限度額を有する法人

- については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十三第一項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号 に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号 の確定申告書）に第六十八条の十三第二項 に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。
- (7項、8項略)
- 第五項から第七項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第四十五条 青色申告書を提出する法人が、政令で定める期間内に、次の表の各号の第一欄に掲げる地区又は地域内において当該各号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で政令で定める規模のものの新設又は増設をする場合において、当該新設又は増設に係る当該各号の第三欄に掲げる減価償却資産（同表の他の号の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「工業用機械等」という。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該地区又は地域内において当該法人の当該事業の用に供したとき（所有権移転外リース取引により取得した当該工業用機械等をその用に供した場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項 に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該工業用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項 又は第二項 の規定にかかわらず、当該工業用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該工業用機械等の取得価額（一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額が同表の第一号又は第五号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、同表の第二号から第四号までの第三欄に掲げる減価償却資産にあつては二十億円を、それぞれ超える場合には、それぞれ十億円又は二十億円に当該工業用機械等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する工業用機械等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額とする。

地区又は地域	事 業	資 産	割 合
(一号略)			
二 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（専ら開発研究の用に供されるものその他の政令で定めるものに限る。）並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の三十四（建物及びその附属設備については、百分の二十）
三 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域として定められている地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）
四 沖縄振興特別措置法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区	同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画に記載された同法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）
五 沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域	旅館業のうち政令で定める事業	政令で定める建物及びその附属設備	百分の八

(2 項 3 項略)

4 第四十三条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

(第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例)

第六十条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する提出の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務

所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限る。）において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	地 区	事 業
一 沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十八条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において同法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区として定められている地区	同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業
二 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十一条第五項の規定による提出の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域として定められている地区	同法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業

- 2 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成三十一年三月三十一日までの間に受けた法人に該当するもの（当該指定の日以後に設立された法人で、同項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過する日までの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限るものとし、前項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において、当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度終了の日における当該内国法人の当該地区内の事業所で当該内国法人の事業に従事する者の数の当該内国法人の事業に従事する者の総数に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合を乗じて計算した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 3 前二項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。
- 一 第四十二条の九第一項又は第二項の規定
- 二 第四十五条の規定
- 三 第四十五条の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定

- 四 第四十五条の規定に係る第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定
- 4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。
- 5 税務署長は、前項の記載又は添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項又は第二項の規定を適用することができる。
- 6 第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人のこれらの規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。
- 7 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区又は第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区に変更があつた場合における第一項に規定する提出の日又は第二項に規定する指定の日、これらの規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

租税特別措置法施行令

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除) 第二十七条の九 法第四十二条の九第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第六条第一項に規定する観光地形成促進計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域（以下この号において「観光地形成促進地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第八項の変更により観光地形成促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間）
- 二 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第二十八条第一項に規定する情報通信産業振興計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域（以下この号において「情報通信産業振興地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第八項の変更により情報通信産業振興地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間）
- 三 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日（同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第七項において準用する同

- 条第四項の規定による提出のあつた日）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間）
- 四 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日（同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同条第八項の変更により国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間）
- 五 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日（同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなつた地区についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。）から平成三十一年三月三十一日までの期間（当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなつた地区については当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認

- 定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。)
- 2 法第四十二条の九第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。
- 一 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業 一の設備(同欄に規定する特定民間観光関連施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの並びに当該施設の利用について一般の利用客に比して有利な条件で利用する権利を有する者が存する施設として財務省令で定めるものを除く。)のうち沖縄振興特別措置法第六条第二項第三号に規定する観光関連施設の整備に著しく資する施設として財務省令で定めるもの(以下この号及び次項において「対象施設」という。)に含まれるものに限る。)で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物(当該対象施設に含まれない部分があるものについては、当該対象施設に含まれる部分に限る。)の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。次号イ及びロにおいて同じ。)の合計額が千万円を超えるもの(次項において「特定の設備」という。)
- 二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から第五号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの
- イ 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。ロにおいて同じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。)の取得価額の合計額が千万円を超えるもの
- ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの
- 3 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第三欄に規定する政令で定めるものは、特定の設備を構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、対象施設に含まれる部分とする。
- 4 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第二欄に規定する政令で定める事業は、情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業(次項第一号において「情報記録物製造業」という。)、映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されるものの制作の事業(放送業を営む法人が行うものを除く。次項第三号において「映画・ビデオ制作業」という。)、放送業(有線放送業を含む。次項第四号において同じ。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び沖縄振興特別措置法第三条第六号に規定するインターネット付随サービス業(次項第五号において「インターネット付随サービス業」という。)並びに同条第八号に規定する情報通信技術利用事業(次項第六号において「情報通信技術利用事業」という。)とする。
- 5 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める建物及び政令で定める構築物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物及び構築物とする。
- 一 情報記録物製造業 工場用の建物(当該工場用の建物と併せて取得し、又は建設する研究所用の建物を含む。)
- 二 電気通信業 電気通信設備に供される建物及び研究所用の建物並びにアンテナその他の財務省令で定める構築物
- 三 映画・ビデオ制作業 前項に規定する制作の用に供される建物
- 四 放送業 放送番組の制作の用に供される建物及び放送設備に供される建物並びにアンテナその他の財務省令で定める構築物
- 五 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業 事務所用、作業場用又は研究所用の建物
- 六 情報通信技術利用事業 事務所用又は作業場用の建物
- 6 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業(次項第一号において「エンジニアリング業」という。)、自然科学研究所に属する事業、同条第八号に掲げる電気業(次項第一号において「電気業」という。)、商品検査業、計量証明業及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業(次項第一号及び第八項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。)とする。
- 7 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。
- 一 製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所に属する事業、電気業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業 次に掲げる器具及び備品
- イ 専ら開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの
- ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品
- 二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業 前号ロに掲げる器具及び備品
- 8 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める建物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。

- 一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
- 二 倉庫業及びこん包業 作業場用又は倉庫用の建物
- 三 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物
- 四 デザイン業、機械設計業、商品検査業及び計量証明業 事務所用又は作業場用の建物
- 五 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物
- 六 研究開発支援検査分析業 事務所用、作業場用又は研究所用の建物
- 9 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第二欄に規定する政令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業(次項第一号において「無店舗小売業」という。)、同条第六号に掲げる機械等修理業(次項第二号において「機械等修理業」という。)、同条第七号に掲げる不動産賃貸業(次項第三号において「不動産賃貸業」という。)及び同条第九号に掲げる航空機整備業(次項第四号において「航空機整備業」という。)とする。
- 10 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第三欄に規定する政令で定める建物は、第八項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。
- 一 無店舗小売業 事務所用、作業場用又は倉庫用の建物
- 二 機械等修理業 作業場用又は倉庫用の建物
- 三 不動産賃貸業 倉庫用の建物
- 四 航空機整備業 事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物(11項、12項略)

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十八条の九 法第四十五条第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

(一号略)

- 二 法第四十五条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項の規定による提出のあつた日(同条第七項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域(以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。)に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第七項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日)から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同条第七項の変更により産業高度化・事業革新促進地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第四項の規定による提出のあつた日までの期間)
- 三 法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項の規定による提出のあつた日(同条第八項の変更により新たに同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域(以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。)に該当することとなつた地区については、当該変更につき同条第八項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日)から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同条第八項の変更により国際物流拠点産業集積地域に該当しないこととなつた地区については、当該期間の初日から当該変更につき同項において準用する同条第五項の規定による提出のあつた日までの期間)
- 四 法第四十五条第一項の表の第四号の第一欄に掲げる経済金融活性化特別地区として指定された地区において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項の認定の日(同法第五十五条第四項の変更により新たに当該経済金融活性化特別地区に該当することとなつた地区についてはその新たに該当することとなつた日とし、同法第五十五条の三第一項の変更により新たに同欄に掲げる事業に該当することとなつた事業についてはその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日とする。)から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同法第五十五条第四項又は第五項の解除又は変更により当該経済金融活性化特別地区に該当しないこととなつた地区については当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同法第五十五条の三第一項の変更により同欄に掲げる事業に該当しないこととなつた事業については当該初日からその変更に係る同条第二項において準用する同法第五十五条の二第五項の認定の日までの期間とし、同法第五十五条の六第一項の規定により同法第五十五条の四に規定する認定経済金融活性化計画の認定を取り消された場合には当該初日からその取り消された日までの期間とする。)
- 五 法第四十五条第一項の表の第五号の第一欄に掲げる離島の地域において同号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新増設をする場合 沖縄振興特別措置法施行令第一条に規定する島として定められた日又は同条の規定による指定の日から平成三十一年三月三十一日までの期間(当該期間内に同号の第一欄に規定する離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間)
- 2 法第四十五条第一項に規定する事業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規模のもの

- する。
- 一 法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。次号及び第三号において同じ。)で、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第十三条第一号 から第七号までに掲げるものに限る。以下この条において同じ。)の取得価額の合計額が二千万円を超えるもの
 - 二 法第四十五条第一項の表の第二号から第四号までの第二欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模のもの
 - イ 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの
 - ロ 機械及び装置並びに器具及び備品(法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄に掲げる事業にあつては、機械及び装置)で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が百万円を超えるもの
 - 三 法第四十五条第一項の表の第五号の第二欄に掲げる事業 一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が千万円を超えるもの
- (3項～5項略)
- 6 法第四十五条第一項の表の第二号の第二欄に規定する政令で定める事業は、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、沖縄振興特別措置法施行令第四条第五号に掲げるエンジニアリング業(次項第一号において「エンジニアリング業」という。)、自然科学研究所に属する事業、同条第八号に掲げる電気業(次項第一号において「電気業」という。)、商品検査業、計量証明業及び同条第十一号に掲げる研究開発支援検査分析業(次項第一号及び第八項第六号において「研究開発支援検査分析業」という。)とする。
 - 7 法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める器具及び備品とする。
 - 一 製造の事業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所に属する事業、電気業、商品検査業、計量証明業及び研究開発支援検査分析業 次に掲げる器具及び備品
 - イ 専ら開発研究(新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。)の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの
 - ロ 電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品
 - 二 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、デザイン業及び経営コンサルタント業 前号ロに掲げる器具及び備品
 - 8 法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に規定する政令で定める建物は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。
 - 一 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
 - 二 倉庫業及びこん包業 作業場用又は倉庫用の建物
 - 三 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用の建物
 - 四 デザイン業、機械設計業、商品検査業及び計量証明業 事務所用又は作業場用の建物
 - 五 自然科学研究所に属する事業 研究所用の建物
 - 六 研究開発支援検査分析業 事務所用、作業場用又は研究所用の建物
 - 9 法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄に規定する政令で定める事業は、前項第一号から第三号までに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業(次項第一号において「無店舗小売業」という。)、同条第六号に掲げる機械等修理業(次項第二号において「機械等修理業」という。)、同条第七号に掲げる不動産賃貸業(次項第三号において「不動産賃貸業」という。))及び同条第九号に掲げる航空機整備業(次項第四号において「航空機整備業」という。)とする。
 - 10 法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に規定する政令で定める建物は、第八項第一号から第三号までに掲げる事業の区分に応じこれらの号に定める建物及び次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建物とする。
 - 一 無店舗小売業 事務所用、作業場用又は倉庫用の建物
 - 二 機械等修理業 作業場用又は倉庫用の建物
 - 三 不動産賃貸業 倉庫用の建物
 - 四 航空機整備業 事務所用、作業場用、格納庫用又は倉庫用の建物
 - 11 法第四十五条第一項の表の第五号の第二欄に規定する政令で定める事業は、旅館業とし、同号の第三欄に規定する政令で定める建物は、旅館業用建物とする。
- (12項～25項略)

(第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例)

第三十六条 法第六十条第一項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項の表の各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数(百二十月から当該被合併法人が当該地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。))を経過する日までの期間とする。

- 2 法第六十条第一項に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する地区以外の地域において行われる当該各号

に定める事業とする。

- 一 法第六十条第一項の表の第一号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イからハまでに掲げる業務に係る事業
- 二 法第六十条第一項の表の第二号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合 当該地区において行われる事業が沖縄振興特別措置法施行令第二十一条第二項第五号イからハまでに掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イからハまでに定める業務に係る事業
- 3 法第六十条第一項に規定する政令で定める金額は、同項の表の各号の中欄に掲げる地区内で行う当該各号の下欄に掲げる事業(次項において「特定事業」という。)により生じた所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該事業年度の所得の金額(第七項において「軽減対象所得金額」という。)に相当する金額とする。ただし、当該金額が当該事業年度の所得の金額(以下この項及び第七項において「全所得金額」という。))を超える場合には、当該全所得金額に相当する金額を限度とする。
- 4 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額のうちに法人税法第二十二条第三項第二号に規定する販売費、一般管理費その他の費用で特定事業に係る所得を生ずべき業務と当該特定事業に係る所得以外の所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額(以下この項において「共通費用の額」という。))があるときは、当該共通費用の額は、収入金額、資産の価額その他の基準のうち当該法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により特定事業に係る所得及び当該特定事業に係る所得以外の所得の金額の計算上の損金の額として配分するものとする。
- 5 法第六十条第二項に規定する政令で定める場合は、同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区(以下この項及び第八項において「経済金融活性化特別地区」という。))内において沖縄振興特別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業を行っていた法人である場合その他の財務省令で定める場合とし、法第六十条第二項に規定する政令で定める期間は、当該内国法人の設立の日から適用月数(百二十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別地区内において当該事業を行っていた期間の月数その他の財務省令で定める期間の月数を控除した月数をいう。))を経過する日までの期間とする。
- 6 法第六十条第二項に規定する政令で定める金額は、同項の内国法人の当該事業年度の所得の金額とする。
- 7 第三項の軽減対象所得金額及び全所得金額並びに前項に規定する所得の金額は、法第五十九条の二第一項及び第五項、第六十条第一項及び第二項、第六十六条の七第三及び第六項並びに第六十六条の九の三第三項及び第六項並びに法人税法第二十七条、第四十条、第四十一条、第五十七条第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十一第一項、第六十一条の十二第一項、第六十一条の十三第一項(適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。)、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項並びに第六十二条の九第一項並びに法人税法施行令第一百二十二条第二十項並びに法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和四十二年政令第百六号)附則第五条第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、当該事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算するものとする。
- 8 法第六十条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した割合は、同項の内国法人の当該事業年度終了の日における経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員(当該内国法人の役員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この項において同じ。))と財務省令で定める特殊の関係のある者及び当該内国法人の使用人としての職務を有する役員を除く。以下この項において同じ。))の数の当該内国法人の同日における常時使用する従業員の総数に対する割合とする。
- 9 法第六十条第一項の表の各号の中欄に規定する地区若しくは地域又は同条第二項に規定する地区に変更があつた場合には、当該変更により新たにこれらの地区又は地域に該当することとなつた地区に係るこれらの規定の適用については、同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項に規定する指定の日、その新たに該当することとなつた日とする。
- 10 法第六十条第一項又は第二項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算については、これらの規定により損金の額に算入される金額は、法人税法施行令第九条第一項第一号イに規定する所得の金額に含まれるものとする。
- 11 第八項に規定する常時使用する従業員に含まれない者の範囲その他法第六十条の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

耐用年数省令

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(一部抜粋)

種類	構造又は用途	細 目	耐用年数 (年)
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	旅館用又はホテル用のもの 延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が三割を超えるもの	31
		その他のもの	39
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く。)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	31
		その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの	21
建物 附属 設備	電気設備(照明設備を含む。)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
			15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの)	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
			12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店田簡易設備		8

別表第二 機械及び装置の耐用年数表(一部抜粋)

番号	設備の種類	細 目	耐用年数 (年)
1	食料品製造業用設備		10
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備		8
5	家具又は装備品製造業用設備		11
7	印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
		新聞業用設備	3
		モノタイプ、写真又は通信設備	
		その他の設備	10
		その他の設備	10

別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数 (年)
建物及び建物 附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	5
構築物	風どう、試験水そう及び防壁	5
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7
工具		4
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	4
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	7
	その他のもの	4

参考情報

- (WEB) 沖縄振興特別措置法に基づく沖縄の特区・地域制度について (内閣府)
<http://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/toc.html>
- (WEB) 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口 (沖縄県産業振興公社)
<https://www.zei-tokku.okinawa/>
- (WEB) 経済特区沖縄 (沖縄県)
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kikaku/keizaitokku.html>
- (WEB) 情報通信白書平成28年版 (総務省)
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>
- (WEB) 日本標準産業分類 (総務省)
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

「2017 沖縄の特区・地域税制活用Q&A」

編集協力

(沖縄税理士会プロジェクトチーム)

安 里 和 恭
井 上 むつき
上 原 登貴子
鈴 木 和 子
鈴 木 啓 子
野 原 雅 彦
古 荘 貴 朗 (50音順)

監 修

筑波大学法科大学院教授 法学博士 徳本 穰
沖縄国際大学法学部法律学科准教授 伊達 竜太郎

発行主体

内閣府 政策統括官(沖縄政策担当)

沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口が 沖縄県産業振興公社に開設されました!!

税理士もご支援いたします。
設備投資に係る税の優遇制度のご案内などお気軽にご相談ください。

お問い合わせ／公益財団法人 沖縄県産業振興公社 経営支援部 事業支援課「沖縄特区税制利活用促進事業」

TEL.098-894-6377

関係官庁連絡先

内閣府

経金特区、物流特区、
情報特区・地域、産業イノベ地域

政策統括官(沖縄政策担当)
産業振興担当参事官室
TEL.03-6257-1688

観光地域、離島地域

政策統括官(沖縄政策担当)
企画担当参事官室
TEL.03-6257-1683

沖縄県

経金特区

企画部企画調整課
企画班
TEL.098-866-2026

物流特区

商工労働部企業立地推進課
企業誘致班
TEL.098-866-2770

情報特区・地域

商工労働部情報産業振興課
情報・金融産業振興班
TEL.098-866-2503

産業イノベ地域

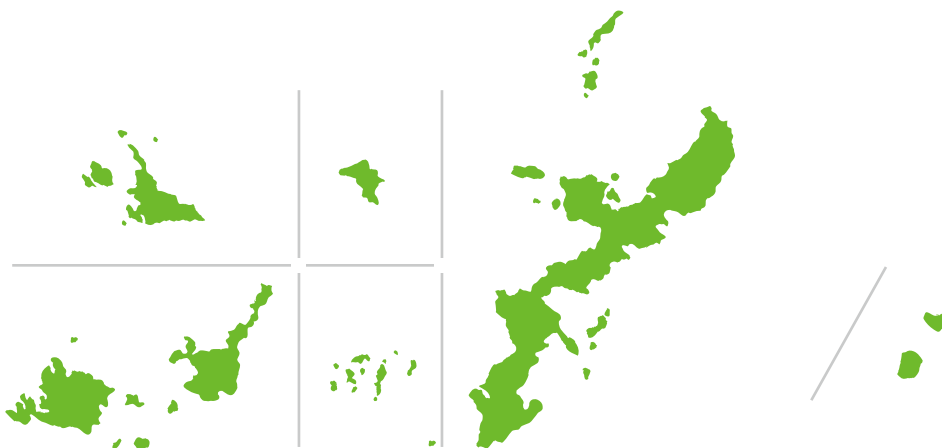
商工労働部企業立地推進課
企業誘致班
TEL.098-866-2770

観光地域

文化観光スポーツ部観光整備課
MICEリゾート班
TEL.098-866-2077

離島地域

企画部地域・離島課
離島振興班
TEL.098-866-2370



内閣府